

平成 28 年度

摂津市教育推進プラン

摂津市教育委員会

目次

	(ページ)
I 基本方針	1
II 教育推進プランの体系	1
III 基本目標(めざす姿)－基本的方向性－具体的な取り組み	2
IV 具体的な取り組み	
1 就学前教育の充実	
(1) 就学前教育の充実	4
2 「生きる力」の育成	
(1) 学力向上プランの実現	7
(2) 問題行動の未然防止・早期発見・早期対応	15
(3) 小中一貫教育の推進	20
(4) 体力の向上と生活習慣の確立	22
(5) 学校評価の適切な実施と情報の共有	23
3 支援教育の充実	
(1) 支援教育の充実	26
(2) 義務教育就学の支援	28
(3) 学校施設の整備	28
4 教職員の育成	
(1) 教職員の授業力の向上	29
5 安全安心な学校・地域づくり	
(1) 安全安心な学校・地域づくり	31
6 子育て支援の充実	
(1) 子育て支援の充実	37
7 教育コミュニティづくりと生涯学習活動の推進	
(1) 生涯学習の推進	49
(2) 市民に親しまれる図書館運営の推進	53
(3) 青少年の健全育成の推進	54
(4) 文化財の保護と活用	56

I. 基本方針

教育は、人格の完成をめざし、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

この教育基本法の目的を達成するため、常に社会の変化に対応し、新しい時代にあった教育の実現が求められている。

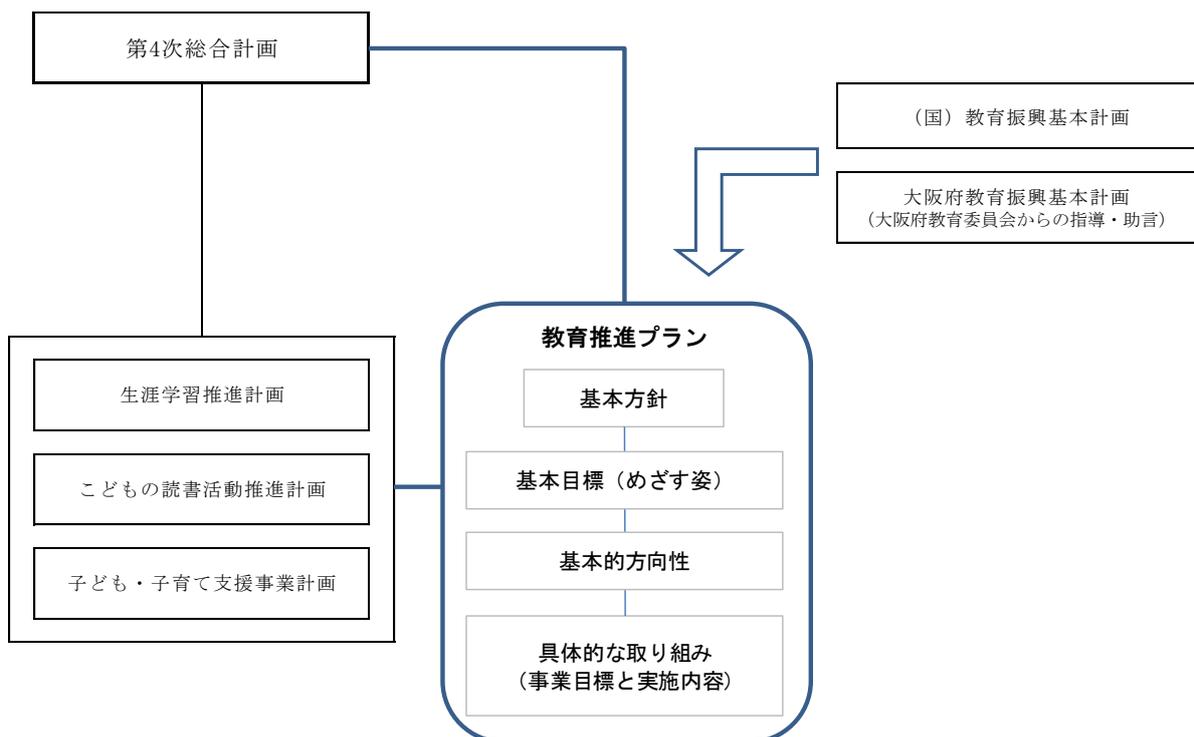
いま、時代の変化の中で、教育の場としての学校への期待は大きなものとなっている。学校は様々な学びの場であり、また、人づくりの場でもある。そのため、子どもたちに目標を意識できる環境を整え、その動機付けとなる様々な体験の機会を与えなければならない。子どもたちはそのような機会を通して、「確かな学力」「豊かな心」「たくましく生きるための健康・体力」を基盤とした「生きる力」を身につける。

しかし、「生きる力」の育みは、学校だけで達成されるものではない。学校、家庭、地域が、それぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携協力して、地域の教育力の向上を図ることが必要である。そのためには、市民一人ひとりが自ら「つながる力」を育みながら、教育の担い手としてそれぞれの役割を果たすことのできる「協働」教育社会が構築されなければならない。

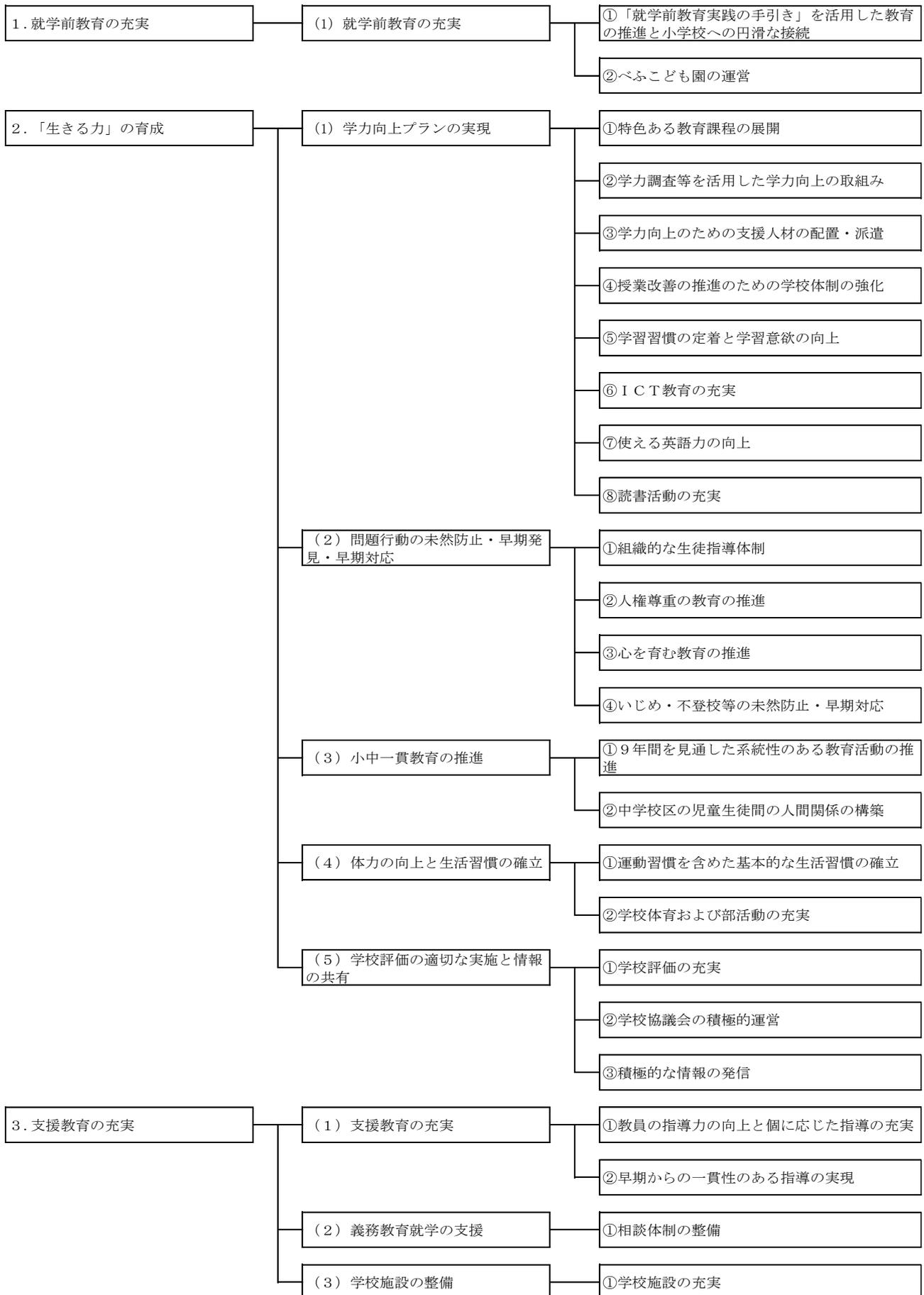
「協働」教育社会とは、生涯にわたって、いつでも、どこでも、だれでも、自由に学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる持続的発展可能な「生涯学習社会」にも通じるものであり、まさに市全体、地域全体で教育に取り組む社会である。

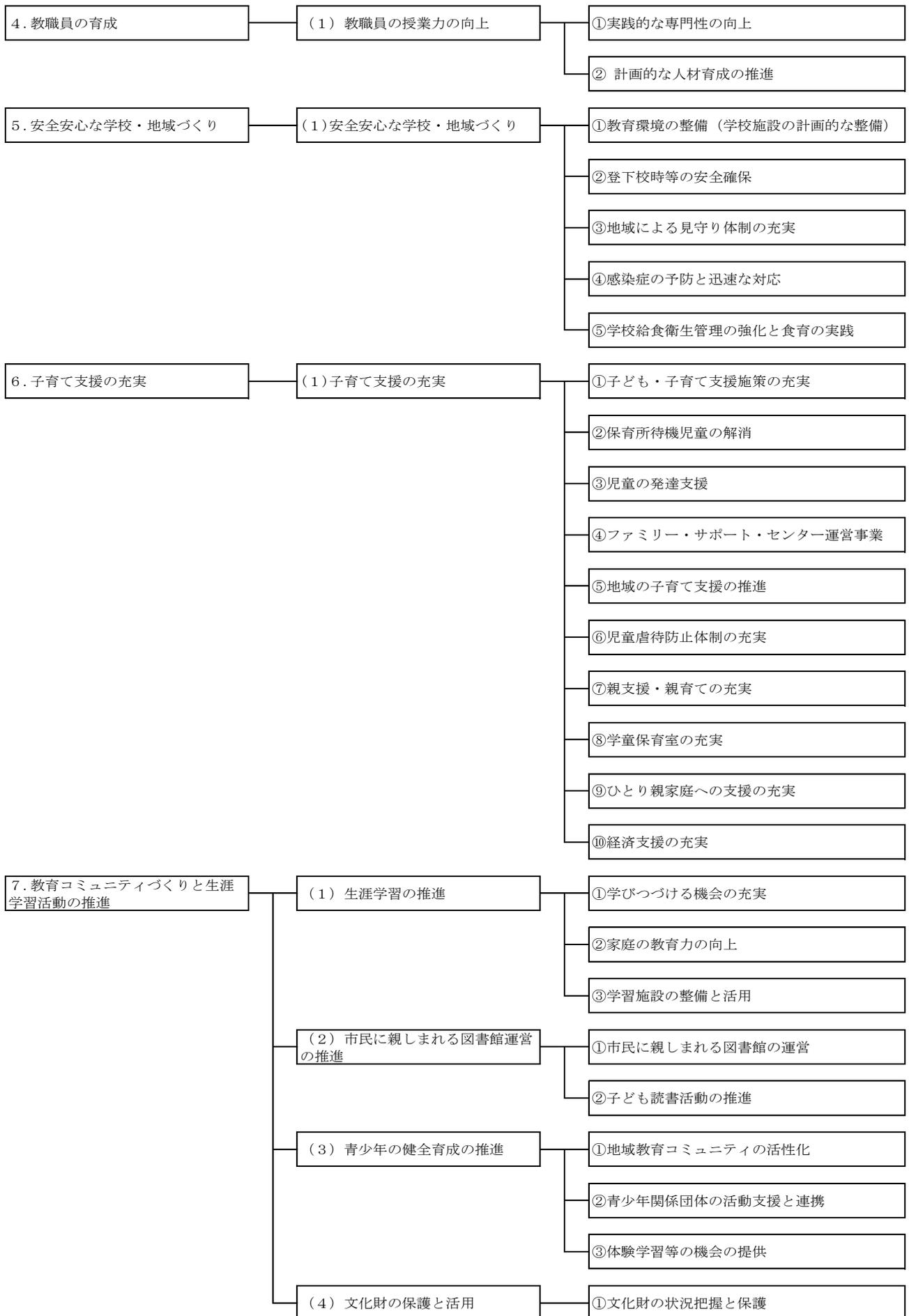
本年度は、「協働」をキーワードとする第4次総合計画の6年目である。就学前教育、義務教育、さらには生涯学習に至るまで、つながりを意識した取り組みをより一層進め、「次世代を担う人づくり」とともに「みんなで学ぶ社会」を意識した「協働」教育社会の構築をめざす。

II. 教育推進プランの体系



Ⅲ. 基本目標(めざす姿)－基本的方向性－具体的な取り組み





IV. 具体的な取り組み

1. 就学前教育の充実

(4-3-5 障害のある人の自立生活が可能にします)

(5-2-1 就学前教育が充実します)

就学前教育において培われた子どもの育ちは、小学校以降の生活や学習の基盤となる。そのためにも保育所・幼稚園においては、家庭と子どもの育ちを共有する中で、障害のある子どもや支援が必要な子どもを含め、乳幼児期の子どもの発達過程や特性を踏まえた目標設定を行う中で、一人ひとりにあった支援と配慮が必要である。就学前教育で培われた力を土台に小学校生活で力を発揮できるようにするため、保育所・幼稚園と小学校の円滑な接続を図り、双方の職員が合同研修や情報共有、情報交換のほか、子どもたちがスムーズな小学校生活をスタートできるような取り組みを充実させる。さらに本市の就学前教育の質的向上のため私立保育所、幼稚園、認定こども園と情報共有を図るとともに、市立幼稚園における預かり保育や広場事業も充実させる。

(1) 就学前教育の充実

① 「就学前教育実践の手引き」を活用した教育の推進と小学校への円滑な接続

「就学前教育実践の手引き」を就学前教育に関わる機関が活用し、就学前教育の充実と就学前教育から義務教育への円滑な接続を図るとともに、保育士、幼稚園教諭の資質向上に努める。

▶就学前教育推進事業・保育所管理運営事業、幼稚園管理運営事業、障害児保育運営事業

事業概要・めざす目標（平成28年度）

- ・市立保育所、幼稚園において各年齢に応じた適切な保育環境、教育環境の充実を図るとともに、保育士、幼稚園教諭の資質向上を図る。
- ・「就学前教育実践の手引き」を活用し、子どもに「つながる力」「豊かな心」「健やかな体」「学ぶ力」を育む。
- ・就学前教育から義務教育への円滑な接続を図るため、子ども同士の交流や保育士・幼稚園教諭と小学校教諭との交流を図り、情報共有や相互理解を深める。
- ・関係機関と連携し、障害のある子どもや支援が必要な子ども一人ひとりに応じた支援を行う。
- ・子育て総合支援センター遊戯室（旧三宅スポーツセンター体育室）を有効活用した保育を実施する。
- ・保護者の保育所、幼稚園評価のアンケートの回収率90%以上、園運営に対する肯定的な意見95%以上をめざす。

実施予定内容

- ・ 保育所経営計画、幼稚園経営計画に基づき取り組みを進める。
- ・ 公私立保育士・幼稚園教諭、小学校教諭を対象に「就学前教育実践の手引き」実践事例発表会、担当年齢グループ別情報交換会を開催する。
- ・ 就学前教育実践懇談会、就学前教育推進検討委員会を開催し、手引きの効果的な活用、保・幼・小の連携した具体的な取り組みについて検討する。
- ・ 保育士、幼稚園教諭の合同研修会、園児と児童の交流活動を実施する。
- ・ 幼稚園における預かり保育(午後2時から4時)を実施する。
- ・ 関係機関と連携し、障害のある子どもや支援が必要な子どもへの対応を協議する会議や研修会を開催する。
- ・ 子育て総合支援センター遊戯室を多人数保育やイベント、雨天時に園庭が使えない場合などの保育の場として活用する。
- ・ 保護者に対し、アンケート調査実施の目的等を説明し配付、回収する。
- ・ 市制50周年を記念し、各保育所・幼稚園で記念絵画を作成し展示するほか、入所児童と高齢者の交流事業(たちより体操タイム)の発表の場を設ける。

平成27年度実施内容(中間評価)

- ・ 公私立保育所(園)保育士研修会 「就学前までに子どもにつけたい力～小学校現場から見た場合～」
- ・ 就学前教育推進研修会 「段差を楽しみながら～保幼小をどうつなぐか～」
- ・ 就学前教育推進委員会において、保育所、幼稚園から小学校への円滑な接続のための具体的事例検討
- ・ 専門知識を有する職員による保育所、幼稚園障害児巡回指導を行った。
- ・ 子育て総合支援センター遊戯室(旧三宅スポーツセンター体育室)の活用及び一般開放
- ・ 平成27年度保護者アンケート実施
- ・ 入所児童と高齢者の交流事業(たちより体操タイム)の実施

②べふこども園の運営

べふ幼稚園、別府保育所の一体的運営のメリットを生かした保育、教育内容の充実を図る。別府地域の子育て支援の拠点としてつどいの広場* (かるがも広場)の充実を図る。

▶こども園*管理運営事業

事業概要・めざす目標(平成28年度)

- ・ 0歳児から5歳児までの乳幼児が快適に生活できる環境づくりに努める。
- ・ べふ幼稚園、別府保育所の一体的運営のメリットを生かし、3年目を迎える5歳児混合クラスの充実を図る。4歳児についても統一的な年間指導計画、月間指導計画、週間指導計画を作成するほか合同保育、合同活動に取り組む。
- ・ つどいの広場(かるがも広場)が地域の子育て支援、交流・相談の場として多くの方に利用されるよう周知を図る。地域子育て支援センターと連携し、別府地域のニーズに応じた親子教室や子育て相談事業を開催する。
- ・ 保護者のべふこども園評価のアンケートの回収率90%以上、園運営に対する肯定的な意見95%以上をめざす。

実施予定内容

- ・ こども園職員全員がこども園の目標や課題を共有するため、ミーティングや研修を通して意見交換等を行う。
- ・ 5歳児混合クラスの運営にあたり、職員で構成する混合クラス検討会議、保護者と職員、事務局で構成するつながり会議を定期的を開催する。
- ・ 平成29年度からの4歳児混合クラス実施に向け、他市の取り組み状況視察、保護者意見を聞く中で取り組みを進める。
- ・ つどいの広場（かるがも広場）において親子教室や子育て相談、季節に応じた行事等を開催する。
- ・ 保護者に対し、アンケート調査実施の目的等を説明し配付、回収する。
- ・ 市制50周年を記念し、こども園で記念絵画を作成し展示するほか、入所児童と高齢者の交流事業（たちより体操タイム）の発表の場を設ける。

平成27年度実施内容（中間評価）

- ・ 混合クラス検討会議を3回開催し、平成26年度から実施している5歳児混合クラスの取り組み内容充実に向けて協議を行った。
- ・ 混合クラス検討会議で4歳児混合クラスの実施についてメリットや課題について協議した。
- ・ つながり会議を随時開催し、保育所、幼稚園双方の保護者の意見を聞き、一体的運営のメリットを生かした保育、教育につなげている。
- ・ 入所児童と高齢者の交流事業（たちより体操タイム）の実施。

※ **こども園**：幼稚園と保育所とが相互に連携し、就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に実施するとともに、地域の子育て家庭を支援する施設。

※ **つどいの広場**：乳幼児をもつ子育て中の保護者が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で、子育てや育児について語り合うことができる場。

2. 「生きる力」の育成

(4-1-1 平和を実感できるまちにします)

(4-1-2 一人ひとりが尊重されるまちにします)

(5-2-2 子どもたちの「生きる力」を育むまちにします)

子どもたちの「生きる力」の基盤となる「確かな学力」「豊かな心」「健康・体力」を育むことをめざす。そのためには、とりわけ子どもたちが自ら学び、自ら考えて行動し、より良く問題解決する力を身につける必要がある。小中学校が9年間の一貫性のある義務教育を推進し、発達段階に応じたきめ細かな学習指導や生徒指導に取り組むとともに、学校・家庭・地域の連携のもと、学習意欲の向上と学習習慣の形成、基本的な生活習慣の確立を図る。また、いじめ・不登校への対応として教育相談や適応指導の体制を充実する。さらに、学校運営の改善や教育水準の質的向上を図るため学校評価*の適切な実施に取り組む。

※ 学校評価：学校が目標や取り組みの達成状況を明らかにして、学校運営の改善を図るために行うもの。自ら行う「自己評価」は実施と公表が法律で定められている。さらに「学校関係者評価」や「第三者評価」がある。

(1) 学力向上プランの実現

①特色ある教育課程の展開

管理職のリーダーシップのもと、各学校で学習指導要領の趣旨に即し、児童生徒の実態を考慮した、特色ある教育課程が展開されるよう、適切に管理し、指導を行う。

各校が地域や児童生徒の実態に即した課題を克服し、効果的に教育活動を展開するためには、研究テーマや重点指導事項の設定等、創意工夫による特色ある教育課程を編成し展開する必要がある。また、地域との信頼関係を進めるために、特色ある取り組みを広く地域・保護者に発信しなければならない。

▶特色ある充実した教育課程の編成

事業概要・めざす目標（平成28年度）

- ・学習指導要領の趣旨に基づいた適切な教育課程の編成・実施を行う。
- ・学習指導要領の理念や教育課程の枠組み、主な改善事項、評価の在り方等について周知し、徹底を図る。

実施予定内容

- ・教育課程編成・実施状況調査等を活用し指導するとともに、授業時数調査を行い、授業時数確保について管理・指導する。また、特色のある学校の取り組みについては、広く周知し取り組みの活発化を図る。
- ・学校訪問を実施し、教育課程・実施状況について把握、周知する。
- ・学習指導要領の理念や教育課程の枠組み、新たな確認事項、評価の在り方等について周知し、徹底を図るため、三島地区合同で研究授業を伴った教育課程説明会を実施する。

平成 27 年度実施内容（中間評価）

- ・教育課程編成・実施状況調査、授業時数調査を行い、適切な教育活動の展開を管理・指導した。
- ・学校訪問を実施し、教育課程実施状況についてヒアリングを行い、また特色ある各校の取り組みについて把握し、担当者等において周知した。
- ・学習指導要領の理念や教育課程の枠組み、新たな確認事項、評価の在り方等について周知し、徹底を図るため、三島地区合同で研究授業を伴った教育課程説明会（平成 26 年度より 3 年計画）を実施した。

▶少人数指導等指導方法の工夫改善

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）

- ・習熟度別指導を含む少人数指導を実施することで、学校の課題や児童生徒の習熟度の度合いに応じたきめ細やかな指導を行い、児童生徒の確かな学力を育む。
- ・小学校より 1 校を、府が指定する「効果的な指導活用実施校*」とし、経験の浅い教員に対する OJT を主とした指導力の向上を図る。

実施予定内容

- ・市内小中学校に指導方法の工夫改善加配教員を配置し、個に応じた指導を充実するための効果的な指導方法や指導体制（習熟度別指導、均等分割指導、ティームティーチング*等）を導入する。
- ・担当教員に対しては、府の習熟度別指導推進事業の趣旨を徹底し、研究授業と協議による指導力の向上を図る。
- ・配置校訪問により、授業参観等を行い、各校の実態の把握と指導を行う。
- ・効果的な活用実施校においては、指導方法の工夫改善加配を活用し、経験の浅い教員に対する助言等効果的な指導を行う体制を整える。

平成 27 年度実施内容（中間評価）

- ・指導方法の工夫改善加配の担当者会を 3 回実施し、府の習熟度別指導推進事業の周知と研修、代表者による研究授業、協議を実施した。
- ・配置校訪問を全 15 校行い、指導体制、指導方法の実態を把握、指導助言を行った。
- ・平成 27 年 4 月～9 月までの中間報告をまとめ、各校の指導の進捗状況、習熟度別指導の実施率等について把握し、指導助言を行った。

※ **効果的な指導活用実施校**：大阪府教育委員会が 28 年度より本市 1 校を指定して行う指導方法の工夫改善加配教員の活用方法の一類型。効果的なティーム・ティーチングを行うことで、個に応じたきめ細やかな指導を実現するとともに、経験の浅い教員に授業づくりの模範を示し、きめ細かな指導・助言を与える。

※ **ティーム・ティーチング**：複数の教職員が連携・協力しながら指導計画を立て、それぞれが役割を分担し、効果的な指導方法を展開する指導形態。

②学力調査等を活用した学力向上の取り組み

学力向上のためには、子どもたちの実態等に基づいた具体的な取り組みが必要である。学力および学習状況の調査等からの課題分析をもとに、基礎・基本の確かな定着と、それを活用するために必要な思考力、判断力、表現力を育む取り組みのサイクルを確立させる必要がある。

▶学力向上推進事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）
<ul style="list-style-type: none">・国、府、市の学力および学習状況調査を活用し、一年間の学力向上の取り組みにおける PDCA サイクル※を確立し、基礎的・基本的事項の定着と活用力の向上を図る。・学力向上推進懇談会を 4 回以上開催し、その協議を経て、摂津の児童生徒の学力・学習状況における課題に正対した取り組みを検証し、施策に活かす。・小学校にデータベース等の教材を配付し、効果的な活用を通して、基礎的な知識及び技能の定着を図る。
実施予定内容
<ul style="list-style-type: none">・市独自の学力定着度調査を小学 2 年生から 6 年生において実施し、小学 6 年生と中学 3 年生の全国調査および中学 1・2・3 年生の大阪府チャレンジテストと併せて、その結果分析を行い、課題に正対した学力向上の取り組みを展開する。・朝学習の時間や宿題における既習事項の復習と活用力を高める問題の演習を計画的に行い、その質と量を見直す。大阪府教育委員会の「力だめしプリント」や大阪府教育センターの「学習指導ツール」等の活用を促進するとともに、効率的にプリントを作成するデータベースと提出されたプリントをチェックする補助員をモデル校 3 校に配置する。・摂津の児童生徒の学力について考える学識や市民を含む懇談会を開催し、本市の児童生徒の学力に関わる課題について協議し、各校が共通して取り組むための提案を行う。・リーフレットを作成・配付し、児童生徒や保護者の学習に対する関心・意欲の向上を図る。・小中学校に、学力向上に関するヒアリングを行い、各学力調査の結果分析を受けた各校の「学力向上プラン」について、指導・助言を行うことで、PDCA サイクルを活用した各校の学力向上の取り組みを推進させる。
平成 27 年度実施内容（中間評価）
<ul style="list-style-type: none">・全国学力・学習状況調査の結果分析をもとに、児童生徒の実態と授業改善の状況、取り組みの方向等について、教育フォーラム等、市民対象の説明会や教職員対象の説明会・研修会をそれぞれ開催した。また、12 月に小学生対象の摂津市学力定着度調査、1 月に大阪府中学生チャレンジテストを実施し、今後、調査結果を活用する予定。・各校の学校経営計画および学力向上プラン等の実施状況について、全国学力・学習状況調査の結果分析も踏まえ、より充実した組織的な取り組みとなるようヒアリング等において進捗状況の確認や指導・助言を行った。・保護者へ向け、「家庭を学びの場に 自ら学ぶ摂津の子どもをめざして」をテーマとしたリーフレットを毎学期末に配付した。また、学力向上推進懇談会を 4 回開催し（3 月に 4 回目開催予定）、本市の学力向上に関する課題について、学識経験者や保護者、教員等、様々な立場からの意見を整理した。今年度末には整理した「摂津の課題」を教職員や保護者と共有するため、リーフレットを作成し配布する。

※ PDCA サイクル：計画・実施・評価・改善のサイクルを繰り返し、成果を次の計画に反映させていくシステム。

③学力向上のための支援人材の配置・派遣

学校における授業中のサポートと個別支援を充実させるために、学校に各種の支援人材を配置・派遣した。

▶学習サポーター※派遣事業、学力向上推進事業、学力向上支援事業、摂津市スクール・エンパワーメント推進事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）
<p>①児童生徒の学力向上と家庭学習習慣の定着を図るため、退職教員や地域人材・大学生等の学習サポーターを、小中学校に年間 4,000 時間派遣する。</p> <p>②中学校における学力格差の問題を解決するため、中学校に学力向上支援員※を配置し、集団や個の課題に応じた支援を行い、すべての生徒の成長を促すための授業づくりを支援する。</p> <p>③重点支援校 4 校に摂津市スクール・エンパワーメント支援員※を配置し、児童生徒の個に応じたきめ細かな指導と授業改善を両輪で進める。授業改善や学習規律の定着に学校全体で取り組み、学力向上プランの実現に向けた取り組みを推進する。</p> <p>④既習事項の定着や学習習慣の確立に向けて取り組む教材データベース活用モデル小学校に、学習プリント採点等補助員※を配置し、教材データベースの活用促進による児童の学力向上をめざす。</p>
実施予定内容
<p>①学習サポーターを小学校 10 校に各 350 時間、中学校 5 校に各 100 時間派遣し、児童生徒の学力向上に向け、支援を行う。</p> <p>②中学校 5 校に教員免許を有する学力向上支援員を配置し、教員が行う教科指導の際、学習への支援を必要とする生徒への個別の課題に応じた支援を行うことで、すべての生徒にとって「わかる・できる」「成長を感じる」授業づくりを支援する。</p> <p>③重点支援校 4 校（中学校 1 校、小学校 3 校）に摂津市スクール・エンパワーメント支援員を配置し、授業中を中心に児童生徒の個別の課題に応じた学習支援を行い、基礎的基本的な事項の定着に向けた学校の取り組みを支援する。</p> <p>④教材データベース活用モデル校を 3 校に増やす。学習プリント活用促進の取り組みを市内小学校で共有することで、児童の学力向上を進める。</p>
平成 27 年度実施内容（中間評価）
<p>①市内小中学校へ学習サポーターを 3,028 時間派遣し、授業中や放課後学習での児童生徒への支援を行った。</p> <p>②中学校 4 校に教員免許を有する学力向上支援員を派遣した。（残り 1 校は重点支援校のため摂津市スクール・エンパワーメント支援員を活用）生徒の課題に応じた個別支援を行い、学力の十分な定着が図れていないことから起こる問題行動の未然防止のためにも活用できた。</p> <p>③重点支援校 4 校では、摂津市スクール・エンパワーメント支援員を活用し、児童生徒の個別の課題に応じたきめ細かな学習支援を行った。また、重点支援校 4 校全校で、研究発表や公開研究授業などの開催を通して、校内研究の成果を市内小中学校へ発信した。</p> <p>④教材データベース活用モデル校 2 校に学習プリント採点等補助員各 1 名を配置。学習プリントの活用を進めるため、教材の印刷や採点、集計等を行った。</p>

※ 学習サポーター：子どもたちの学習活動を支援するために派遣している有償ボランティア。退職教員、地域人材、学生などが中心。

※ 学力向上支援員：生徒の個別の課題に応じた支援をするための、中学校での活用を目的とした教員免許を所持する学習支援員。

※ スクール・エンパワーメント支援員：大阪府教育委員会によるスクール・エンパワーメント推進事業補助金を活用し、摂津市内重点校 4 校に派遣する学習支援員。

※ 学習プリント採点等補助員：教材データベース活用モデル小学校に配置する、児童の学習プリントの準備、採点、集計等を行う非常勤職員。

④授業改善の推進のための学校体制の強化

児童生徒の学力の向上のためには、児童生徒の意欲を高める授業改善が必要であり、また、学校の教職員が目標を共有し、一致団結した組織的な体制を強化する必要がある。そのための校内研修をはじめとした学力向上の取り組みを支援する。

▶校内研修推進事業（旧：摂津市研究学校園補助事業）、アクティブ・ラーニング実践協力校※、スクール・エンパワーメント推進校※、せつつスクール広場※

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の学力向上に向けた校内研修を支援する。特に学力向上に向けた取り組みに成果が期待でき、実践内容が全市的に共有できる学校を研究重点校とし、その研究を支援する。各校の研究授業が平成 27 年度の実施回数（小学校 190 回、中学校 60 回見込み）と同程度またはそれ以上となることをめざす。 ・研究発表会において、摂津市内の教員 50 名以上の参加により成果の共有を図る。 ・大阪府教育委員会の指定する「アクティブ・ラーニング実践協力校」や「スクール・エンパワーメント推進校」を府とともに支援し、学校一丸となった研究推進体制を強化し、他校に発信する。 ・授業改善の取り組みの核となる教員を育成するため、「せつつ・スクール広場」を開催し、教科研究の充実を図る。
実施予定内容
<ul style="list-style-type: none"> ・研究指定校での研究体制や研究計画について指導を行う。また、研究授業やその研究協議等の実施に指導主事が関わり、効果的な指導助言を行うことで、授業研究や授業改善の取り組みを促進する。 ・取り組み内容や研究成果について情報発信し、市全体での共有化を図る。また、研究発表会への各校からの積極的な参加体制づくりを進める。 ・教員の授業力向上を図るための研究授業・研究協議を伴う校内研修開催数増を図る。各校での研究授業の実施が、平成 27 年度の実施回数と同程度またはそれ以上となるよう働きかける。 ・次期学習指導要領のめざすアクティブ・ラーニングについて、実践協力校での研究や取り組みを大阪府教育委員会とともに支援し、その研究過程を市内全体で共有することで、教員の指導力の向上と児童生徒の学ぶ意欲向上を図る。 ・スクール・エンパワーメント推進校として、学力向上とそれに関連する取り組みを学校全体で推進する体制づくりを支援する。効果検証を行いながら PDCA サイクルの確立を図り、効果のある学校づくりの手法を市内で共有する。 ・本市の課題に応じた一貫性のある教育活動の展開を図るため、また授業改善の取り組みの核となる教員を育成するため「せつつ・スクール広場」を開催し、教員が研究した内容を各校での実践に生かすことをめざす。
平成 27 年度実施内容（中間評価）
<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 180 回、中学校 50 回(12 月末、概数)の研究授業を実施した。 ・「教育課程研究開発委嘱校」の、鳥飼東小学校が 11 月 25 日に、千里丘小学校が 1 月 28 日に、鳥飼西小学校は 2 月 2 日に研究授業や研究実践報告などの発表会を開催した。市内外からそれぞれ 80 人、69 人、66 人の参加があった。 ・アクティブ・ラーニング実践協力校である第二中学校では、6 月、11 月、3 月に公開授業研究会を開催した。生徒が主体的・協働的に学ぶ授業と、指導と評価の一体化を図る取り組みについて、8 月には市内全教職員研修で、12 月には大阪府教育センターフォーラムで実践報告を行い、成果を市内外に発信した。 ・スクール・エンパワーメント推進校である第四中学校、第五中学校では学校全体で学習規律の確立や授業改善、生徒の課題に応じた学習支援などに取り組んだ。第四中学校では理科と道徳、第五中学校では国語、数学、英語の研究授業を実施し、研究授業へ向け模擬授業や事前授業を行い、授業者だけでなく教職員全員で生徒が主体的に学ぶ授業について考えを深め、実践することができた。

・授業改善の取り組みの核となる教員を育成するために、「せつつ・スクール広場授業づくり」国語部会を7回（参加人数13人）、外国語活動部会を8回（参加人数13人）、英語部会を4回（参加人数25人）実施した。国語部会では2月に教員対象の研究授業を実施した。

- ※ **アクティブ・ラーニング実践協力校**：大阪府教育委員会が、府内公立小中学校のうち、児童生徒が主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）の研究・開発を積極的に推進し、成果を広く府内に発信することを目的として担当教員を配置している学校。
- ※ **スクール・エンパワーメント推進校**：大阪府教育委員会が、府内公立中学校のうち、学力向上に向けた取り組み等を学校一体となって積極的に推進し、その効果を他校や地域と共有することを目的として推進役の教員を配置している学校。
- ※ **せつつ・スクール広場**：教員の指導力を高めるための研究会。講師（大学教授等）の助言をもとに意見交流やディスカッションなどの相互学習型の研修を行う。

⑤学習習慣の定着と学習意欲の向上

すべての子どもたちに「確かな学力」を育むことをめざし、学習習慣の確立や学習意欲の向上を支援する。

▶学習サポーター派遣事業、しゅくだい広場

事業概要・めざす目標（平成28年度）
<ul style="list-style-type: none"> ①学習サポーターを、小中学校に年間4,000時間派遣し、児童生徒の意欲・関心を高め、学習習慣の定着を図る。 ②学習意欲の喚起と自学自習力の育成を目的に、小学校に退職教員や地域人材・大学生等の学習サポーターを派遣し、「放課後しゅくだい広場」を開催する。 ③家庭学習習慣の一層の定着と学習意欲の喚起を目的に、小学3～6年生を対象とした「土曜しゅくだい広場*」を開設する。年間30回を市内2か所で行い、のべ900人の参加をめざす。
実施予定内容
<ul style="list-style-type: none"> ①小中学校の授業中に学習サポーターを派遣し、児童生徒の支援に当たる。 ②市内全小中学校で放課後学習室を開催する。 ③土曜しゅくだい広場を学期中の土曜日に教育センターと市内南地区の2か所で開催する。
平成27年度実施内容（中間評価）
<ul style="list-style-type: none"> ①授業支援のための学習サポーター派遣：3,028時間 ②放課後しゅくだい広場：開催回数：269回、参加児童：4,179人 ③土曜しゅくだい広場：23回実施。参加児童648人

- ※ **土曜しゅくだい広場**：小学3～6年生の自学自習力の育成や学習習慣の定着を図るため、学期中の土曜日の午前中、市内の2か所で開催している。子どもたちの宿題や自習活動を学習サポーターが支援している。

⑥ ICT教育の充実

今日的な課題に対応し、すべての児童生徒の意欲・関心を高め、すべての児童生徒にとってわかりやすい授業をめざし、ICT*環境の整備と教職員研修の充実を図る。

▶小学校教育用コンピューター事業・中学校教育用コンピューター事業

事業概要・めざす目標（平成28年度）
<ul style="list-style-type: none">・小中学校の安定したICT環境を整備し、児童生徒及び教職員のコンピューター活用能力の向上を図る。・視聴覚教材の活用やグループでの話し合い活動を充実させるために、教職員のICT活用スキルを向上させる。
実施予定内容
<ul style="list-style-type: none">・小学校のコンピューター室のPCをタブレット型に更新することで、児童生徒のICT活用力を高めるとともに、普通教室等における調べ学習やグループ学習等の充実を図る。また、中学校の全普通教室に据え付け型のプロジェクターを設置し、視聴覚教材の活用をさらに進め、生徒の学びへの意欲・関心の向上を図る。・教職員の研究授業を含めたICT教育研修及び定期的な担当者会を実施し、各校のICT教育推進体制の強化と指導方法の工夫・改善を進める。・情報モラルについての指導を徹底するとともに、教職員の指導力スキルアップのための研修を実施する。・教職員の校務用PCおよびセンターサーバーの保守を行い、校務の効率化を図る。
平成27年度実施内容（中間評価）
<ul style="list-style-type: none">・情報教育研修を1回、担当者会を1回行った。・各小中学校の校務用PCおよび教育センターのセンターサーバーの保守・修理への対応を行い、校務の効率化を図った。

※ ICT：情報通信技術(Information and Communication Technology)。パソコンやインターネットの技術。

⑦使える英語力の向上

小学校の高学年における外国語活動については、指導方法や評価の研究・研修の機会を設け、外国人英語指導助手(「ALT」)や地域人材の効果的な活用等、総合的な取り組みを推進する。また、小学校外国語活動から英語科への教科化を見据えて、教員の指導力向上のための研修を行う。

▶国際理解教育推進事業、外国語活動支援事業

事業概要・めざす目標（平成28年度）
<p>①国際理解教育推進事業（外国人英語指導助手派遣） 小中学校へALTを派遣し、コミュニケーション能力の育成を図る。また、小学校外国語活動から英語科への教科化を見据えて、教員の指導力向上のための研修を行う。</p> <p>②外国語活動支援事業 小学校の外国語活動を支援する外国語活動支援員を配置し、英語の教科化を見据え、全小学校でICT機器を活用し、外国語の音声に児童が慣れ親しむことができるよう授業改善を進め、教員の授業力を向上させるための助言を行う。</p> <p>③大阪府公立小学校英語学習6ヶ年プログラム「DREAM」をモデル校2校で活用し、学習指導要領改訂に向け、研究体制の整備を行う。</p>

実施予定内容
<p>①コミュニケーション能力の育成を図るため、ALT を各中学校区に 1 名派遣する。</p> <p>②市内に勤務する 5 人の ALT を小学校 1 校に集める「English Day」を全校で年 1 回開催し、市内の全児童が英語に慣れ親しむ機会を持たせる。</p> <p>③小学校の外国語活動を支援する外国語活動支援員が全小学校を巡回し、教員の外国語活動の授業力向上を目的とし、外国語活動の授業及び研修の支援を行う。</p>
平成 27 年度実施内容（中間評価）
<p>①英語担当指導主事が、外国語活動研修を市内全小学校で校内研修として実施し、全教職員を対象に外国語活動の授業づくりについて共通理解を図った。</p> <p>②小学校 3 校で外国語活動の研究授業を実施し、英語担当指導主事が指導案作成から指導助言した。</p>

⑧読書活動の充実

学校読書活動を推進することで、児童生徒の総合的な言語能力を高めるとともに、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きていく力を身に付けるよう支援を行う。

▶学校読書活動推進サポーター配置事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・学校読書活動推進サポーターを配置し、児童生徒の読書習慣の定着と読書量の増加を図る。 ・平成 27 年度より小学生に配付している読書ノートを活用し、児童の読書意欲の向上、読書量の増加を図る。
実施予定内容
<ul style="list-style-type: none"> ・全小中学校に学校読書活動推進サポーターを配置し、学校図書館の環境を整え、児童生徒が読書に親しむ態度を育み、子どもの自主的な読書活動を推進する。 ・調べ学習等、授業における学校図書館活用を推進する。 ・図書館だよりの発行など情報発信を積極的に行い、保護者と連携した読書推進の取り組みを進める。 ・児童の読書量の増加を図るため、読書ノートの活用法について交流、研究を行う。
平成 27 年度実施内容（中間評価）
<p>①図書館利用人数：150,592 人、貸出冊数：160,639 冊（平成 28 年 1 月末現在）</p> <p>②図書館教育担当者と協議を重ね、読書ノートを作成、全小学生に配付した。</p> <p>③図書館教育担当教員対象の研修会を実施した。</p> <p>④ビブリオバトル※研修を市立図書館と合同で実施した。（小中学校図書館担当教員対象）</p>

※ ビブリオバトル：各自が本を持ち寄って集まり、本の面白さについてプレゼンテーションしあい、一番読みたくなった本を参加者の多数決で決定する書評合戦。

▶学校図書館の蔵書冊数の充実（小・中学校管理運営事業の一部）

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度から 3 か年で全小中学校の学校図書館の蔵書冊数を拡充し、学校図書館図書標準（国が定めた学校規模に応じた蔵書冊数の整備目標）を達成する。

実施予定内容
・学校図書購入費を増額し、蔵書冊数を拡充する。 (新規購入冊数を、約 5,000 冊から約 9,000 冊に拡充)
平成 27 年度実施内容 (中間評価)
・小学校で 3,566 冊、中学校で 1,690 冊の図書を購入した。

(2) 問題行動の未然防止・早期発見・早期対応

①組織的な生徒指導体制

いじめ・不登校に対応し、学校が安心できる場となるよう、学校や各種関係機関と連携し、教育相談機能や適応指導を充実する。

▶スクールソーシャルワーカー*等活用事業、学校・家庭連携支援事業

事業概要・めざす目標 (平成 28 年度)
<p>①スクールソーシャルワーカー等活用事業 週 4 日勤務の非常勤職員を 3 名雇用し、摂津市に根差したスクールソーシャルワーカー事業を展開することで、課題を抱える児童生徒やその家庭の生活基盤の改善を支援する。学校教育課指導主事とスクールソーシャルワーカーで週に 1 回連絡会議を実施することで、事業の進捗状況をきめ細かに把握し、各小中学校の課題を分析し、焦点を絞ってより効果的な活動を展開する。学校と福祉機関等の連携を強化する。</p> <p>②学校・家庭連携支援事業 週 3 日勤務の家庭教育相談員*を中学校区に配置し、子育てに悩みや不安を抱く家庭に対し、家庭訪問等の支援を行う。</p>
実施予定内容
<p>①市のスクールソーシャルワーカー 3 人を、市内の 1 つの中学校区を重点校区として週 4 日配置する。他の中学校区には拠点校 1 校に週 2 日ずつ配置する。</p> <p>②府のスクールソーシャルワーカーをリーダーとして活用する。また、学識経験者等を招聘して市のスクールソーシャルワーカーのスーパーバイズを行う。</p> <p>③各学校代表者による不登校対策ワーキング会議を開催する。 中学校区ごとに、スクールソーシャルワーカーが中心となって実施し福祉の視点も交えながら不登校事案の見立てを行い、具体的な改善策を考える。</p> <p>④週に 1 回、摂津市スクールソーシャルワーカー連絡会を実施する。 全ての中学校区でのスクールソーシャルワーカーの活動の進捗状況を確認し、より効果的な活動を行えるよう ケース検討を行う。</p> <p>⑤スクールソーシャルワーカーの担当者会を学期に 1 回程度行い、教職員に、より効果的な連携を図るための研修を深める。</p> <p>⑥家庭教育相談員を拠点小学校に派遣し、課題を抱える家庭の保護者およびその児童を支援する。</p>
平成 27 年度実施内容 (中間評価)
<p>①各中学校区にスクールソーシャルワーカーを派遣した。(各中学校区週 2 回) 各学校代表者による不登校対応ワーキング会議を開催した。(回数 年 6 回) スクールソーシャルワーカーを中心に、スクールカウンセラー、家庭教育相談員の 3 者連絡会等を開催した。(連絡会回数 2 回) 摂津市スクールソーシャルワーカー連絡会を毎週実施した。</p> <p>②家庭教育相談員を小学校(味生・摂津・三宅柳田・鳥飼西・鳥飼東)、各校にのべ 132 日派遣した。</p>

※ **スクールソーシャルワーカー**：不登校や問題行動等の課題を抱えた子どもに対して、福祉の視点を取り入れた支援方法を用いて課題解決を果たす役割の専門職。(各中学校区で週2日活動)

※ **家庭教育相談員**：不登校や子育て等の悩みや不安を抱く保護者に対して、教員ではない立場で寄り添いながら相談に乗り、支援する摂津市独自の非常勤職員。特に資格はないが、子育てに関わりを持つ地域人材。(中学校区に1名となるよう、5つの小学校を拠点とした配置)

②人権尊重の教育の推進

男女平等教育や国際理解教育等、子どもの発達段階に応じた様々な人権問題の学習を進めるとともに、身近な差別や偏見に気づき、問題を解決する力を育まなければならない。そのためにも、教職員の人権意識と指導力の向上を図る必要がある。

▶教職員人権問題研修事業

事業概要・めざす目標 (平成 28 年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員一人ひとりが様々な人権教育課題の解決に向けてその指導力を高めるため、各校担当者を集めた人権教育研修会並びに各校における全教職員参加の人権教育研修会を実施し、研修アンケートで「研修内容を自校や学級の取り組みに生かす」という教員からの肯定的回答を 80%とする。
実施予定内容
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員一人ひとりが、障害者理解、国際理解、男女平等、同和問題等人権及び人権教育に関する正しい知識を深め、それぞれの課題解決に向けてその指導力を高めるため、課題別の人権教育研修会を行う。 ・各学校園において、それぞれの実態や課題に応じた校内人権教育研修会を支援する。
平成 27 年度実施内容 (中間評価)
<ul style="list-style-type: none"> ・経験年数の少ない教職員が増える中、人権問題に関する知識理解を深め、人権感覚を高めるために、摂津市における国際理解教育の現状や子どもの貧困に関する研修を行った。 ・教職員対象の人権教育研修会を 2 回開催した。 ・各学校園における人権研修に対して講師の紹介等の支援を行った。

▶国際理解教育推進事業・日本語指導教育事業

事業概要・めざす目標 (平成 28 年度)
<p>①国際理解教育推進事業 (社会人講師活用)</p> <p>小中学校へ、社会人講師や大阪大学の留学生を派遣し、韓国朝鮮、中国、フィリピンをはじめ、多くの国の言語、遊び、文化等の交流や授業を行い、各校の国際理解教育の推進を図る。外国にルーツを持つ児童生徒のアイデンティティを高めるとともに、マイノリティを排除しない多文化共生の人権感覚を持った集団づくりを進める。</p> <p>②日本語指導教育事業</p> <p>中国等海外からの帰国子女及び渡日児童生徒に対する適切な学校教育の機会の確保を図るために、講師を派遣し、日本語指導の充実を図るとともに中国語やタガログ語等の母語指導も行う。日本語指導を必要とする児童生徒の在籍する全ての学校で、個別の指導計画を作成し、一人ひとりの課題に応じた支援を行う。</p>
実施予定内容

- ①社会人講師等を派遣し、国際理解と多文化共生教育の充実を図る。
- ②中国等海外からの帰国子女及び渡日児童生徒の増加に伴い、これらの児童生徒に対する適切な学校教育の機会の確保を図るため、中国語や、タガログ語等の日本語指導講師を各校に派遣し、通訳や母語指導を行う。

平成 27 年度実施内容（中間評価）

- ①小中学校 15 校で、外国の言語、遊び、文化等の交流と平和について考える国際理解教育の授業を 179 時間、課外子ども会活動を 8 小学校で 338 時間行った。外国人の講師をゲストティーチャーとして招くことで、より身近に異文化を理解し、社会人講師による課外活動は、外国にルーツを持つ子どもたちのアイデンティティ形成にも役立った。
- ②小学校 6 校 28 名、中学校 2 校に 4 名の日本語指導の必要な生徒（中国語・タガログ語・ピサヤ語）が在籍している。各小中学校に児童生徒の状況に合わせて 844 時間、日本語指導講師を派遣し、日本語学習、母語学習を行い、適切な学校教育の機会の確保を図ることができた。

③心を育む教育の推進

すべての子どもが大切にされていることを実感でき、まわりの人も大切にできる意識と態度を育てることは、次代を担う子どもたちの生きる力の基盤となるものである。いじめ・不登校・虐待・問題行動等の課題のある中、その課題解決を図ることはもとより、自尊感情やコミュニケーション力、規範意識や人権意識など社会の一員として自立するための基礎となる力を育む必要がある。そのため、人間基礎教育とも関連させながら教育活動全体を通じて取り組む。

児童生徒が夢や希望を持ち、よりよい社会を築くことをめざす道徳的価値観や道徳的態度、人権感覚や人権意識を養うための研修や情報発信等の支援を行う。

▶道徳教育の充実

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）

- ・学習指導要領の改訂による特別の教科「道徳」への移行を念頭に、「道徳の時間」の指導方法の工夫改善を図るため、教職員研修を年間 3 回実施し、うち 1 回を研究授業とする。研修アンケートで「研修内容を自校や学級の取り組みに生かす」という教員からの肯定的回答を 80%とし、読み物教材を活用した「道徳の時間」の授業づくりを推進する。

実施予定内容

- ・全小中学校に配備する道徳の副読本や文部科学省作成の「わたしたちの道徳」、大阪府教育委員会作成の『「大切なところ」を見つめ直して』『「夢や志をはぐくむ教育」等を積極的に活用する。
- ・道徳教育推進教師等を対象に、道徳の時間の授業づくり研修を市で年間 3 回実施し、うち 1 回を研究授業とする。

平成 27 年度実施内容（中間評価）

- ・全中学校に道徳の副読本を新たに配備するとともに、道徳教育推進教師等の研修を、他市から講師を招聘して年間 2 回実施し、小学校において研究授業を 1 回実施した。さらに大阪府の「豊かな人間性をはぐくむ推進事業」や「校内研究支援プロジェクト道徳教育ワーキング」を活用し、道徳教育の校内研修の充実を図った。

▶防災教育推進事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 摂津の未来を担う子どもたちに、災害に対応できる知識・技能、緊急時に自ら判断し、適切な行動を取ることができる思考力・判断力、そして、ともに生きる積極的な態度など、生きる力の基盤となる要素を備えている防災教育を学校において推進する。 ・ 防災に係る教材を使い、就学前の幼児や小学校低学年に遊びの中から防災の意識を育む取り組みを行う。
実施予定内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進校視察を行い、防災教育担当教員の資質・能力の向上を図るとともに、視察により学んだ取り組みを各中学校区での取り組みに活かす。 ・ 摂津市防災対策事業による防災教育カリキュラムづくりとも連動しながら、防災教育に関する研修を幼稚園、小中学校で実施し、防災教育の取り組みへの支援を行う。
平成 27 年度実施内容（中間評価）
<p>（平成 28 年度からの新規事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災管財課と連携し、教職員参加による防災教育に係るワーキング会議を 4 回開催した。

④いじめ・不登校等の未然防止・早期対応

いじめ・不登校・問題行動等の状況は、その背景が複雑化し、深刻な状況にある。その解決のためには、学校だけでなく、保護者・地域とのつながりをさらに強め、関係機関とも連携して、未然防止・早期対応・再発防止に努めなければならない。学校・家庭・地域・関係機関の協働のもと継続した見守り・支援を行い、すべての子どもの安心・安全を確保する取り組みを進める必要がある。

▶いじめ防止対策推進事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめは、どの学校でも起こる可能性があるとの認識のもと、「いじめは絶対に許さない」という基本姿勢に立ち、『摂津市いじめ防止基本方針』に則った、未然防止、早期発見、早期対応の取り組みを、学校・家庭・地域や関係機関等が連携し、オール摂津で推進する。
実施予定内容
<p>①いじめ問題対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士、学識経験者、臨床心理士、社会福祉士、退職校長等から構成し、いじめ防止のための専門的知見を学校や教育委員会に与える。 ・ いじめに関する重大事態が起こった場合、必要な調査機関となる。 <p>②いじめ問題対策連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察や市長部局、補導員や青少年指導員等、いじめ防止に関わる関係機関等相互の情報交換と共有化による連携及び協力を図り、学校や教育委員会への助言に当たる。 <p>③教職員研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめや生徒指導に関しての児童生徒理解や一致団結した学校の組織体制構築のための教職員研修を実施する。 <p>④児童生徒に対してアンケートを毎年複数回実施し、いじめや不安等の早期発見・早期対応に努める。</p> <p>⑤携帯・スマホに関する情報モラルについての授業や教職員研修を毎年実施する。</p>
平成 27 年度実施内容（中間評価）
<p>①いじめ問題対策委員会を、10 月と 2 月の 2 回開催した。</p> <p>②いじめ問題対策連絡協議会を、年 3 回開催した。</p> <p>③全ての小中学校で、いじめ防止のための校内研修を担当指導主事が実施した。</p>

- ④4月に茨木少年サポートセンターと市教委が連携して、携帯電話の利用状況調査を全ての小学校6年生と中学生及びその保護者に実施した。
- ⑤④の結果をもとに、「摂津市児童会生徒会代表者の集い」を行い、「摂津市小中学生スマホ携帯・利用宣言」を作成した。
- ⑥全ての小中学生を対象に「いじめの実態調査」を実施した。
- ⑦いじめ問題担当者会を12月に実施した。

▶教育相談事業

事業概要・めざす目標（平成28年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・全小学校にスクールカウンセラー（市費）を配置し、児童生徒・保護者が安心して相談できる体制を充実させる。 （学校での相談件数3,000件、教育センター相談件数1,400件）
実施予定内容
<ul style="list-style-type: none"> ・全小学校にスクールカウンセラー（市費）を配置する。 ・教育全般に関する相談窓口を教育センターに設置する。 ・教育センターパンフレットを作成し、教育全般に関する相談窓口について広く周知する。
平成27年度実施内容（中間評価）
<ul style="list-style-type: none"> ・市費で全小学校にスクールカウンセラーを配置した。（相談件数3,300件） ・教育や子育てに関する相談窓口を教育センターに設置した。（相談件数1,364件） ・不登校や子育て、学校生活等に関する相談を受け、必要に応じて、学校や関係機関と連携したり、母子並行面接やプレイセラピーを継続して実施し、相談者の安心につながっている。 ・スクールカウンセラーが教職員やスクールソーシャルワーカーと連携し、不登校、いじめ等への対応方針を立てる際、学校に助言を行い、早期発見、早期対応、再発防止に向け、取り組んでいる。 ・教育センターのパンフレットを作成し、教育全般に関する相談窓口について幼稚園、保育所、小中学校に配付した。また、公共施設でも閲覧できるようにした。

▶適応指導教室事業

事業概要・めざす目標（平成28年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・パル（適応指導教室）※の体制整備を行い、児童生徒・保護者、学校のニーズに応じた支援を充実させる。
実施予定内容
<ul style="list-style-type: none"> ・さわやかフレンド（学生ボランティア）を派遣し、不登校の児童生徒への支援を行う。 ・研究所加配教員が学校巡回を行い、不登校の未然防止や早期対応のために学校や関係機関との連携を図る。 ・教育センターにおいてソーシャルスキルトレーニングを実施する。

平成 27 年度実施内容（中間評価）

- ・さわやかフレンド（学生ボランティア）を市内小中学校に派遣し、児童生徒・保護者、学校のニーズに応じた支援を行った。
- ・パル（適応指導教室）に通室する児童生徒に寄り添い、適切な支援を行うことで、学校復帰や安定した通室ができるようになった。（2人）
- ・スクールソーシャルワーカーとの連絡会を 30 回実施し、不登校等の課題の共有と早期発見・早期対応・早期解決のための検討を行った。

※ **パル（適応指導教室）**：不登校や登校しぶりなどの課題のある児童生徒に対し、体験活動や自主活動などを通じて、児童生徒の「心の居場所」となることを目的に教育センター内に開設している教室。

▶**進路選択支援事業**

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）

- ・子どもたちが家庭の事情や経済的理由により進学をあきらめることのないよう、進路選択に向けた支援を行う。

実施予定内容

- ・相談日 月から金（水を除く）9：00～17：00
また、第 1 金曜 19：00 まで 第 2 土曜 10：00～12：00 に相談を実施する。

平成 27 年度実施内容（中間評価）

- ・中学 3 年生の全生徒に奨学金や相談窓口に関するパンフレットを配付した。
- ・相談ケース（40 件）に対応し、関係機関と連携しながら相談者の困り感に寄り添い、進路実現に向けての相談や返済プランの作成について助言を行った。
- ・市内の中学校に出張し、相談窓口を設けて相談対応を実施した。

(3) **小中一貫教育の推進**

①9 年間を見通した系統性のある教育活動の推進

義務教育修了時点で、社会において自立して生きる力を育むためには、9 年間の義務教育を一貫した目標のもとで計画的に行う必要がある。教科指導、生徒指導を柱とした教育活動を系統的に推進する。

▶**小中一貫教育推進事業**

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）

- ・「摂津市小中一貫教育推進協議会」を 4 回開催し、連携型小中一貫教育を推進する。
- ・中学校区合同研修会を、年 1 回以上開催し、各中学ブロックとしての思いを共有し、取り組みを推進する。
- ・先進校視察研修などで深めた各中学ブロックの取り組みを、市全体で共有するため、市全体研修会を開催する。
- ・小学校と中学校の教職員が、校区のめざす子ども像の実現に向けた協働関係を構築し、小学 6 年生向けの体験授業や部活動体験を実施するなど、「中 1 ギャップ」の解消をめざす取り組みを全中学校区で行う。

実施予定内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 摂津市小中一貫教育推進協議会（大学教授、各小中学校代表、教育委員会事務局で構成）を開催し、年度目標や具体的な取り組みについて協議する。 ・ 中学ブロック小中一貫教育推進会議が、ブロックごとの夏季合同研修を企画し、「めざす子ども像」実現のための一貫性のある生活指導、教科指導等について研究を深め、実践へとつなげる。 ・ 中学校ブロックごとに先進校視察研修を行い、教職員合同研修会を開催し、各中学ブロックの取り組みを全体共有するとともに、効果のある取り組みの拡大を図る。
平成 27 年度実施内容（中間評価）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 摂津市小中一貫教育推進協議会（大学教授、各小中学校代表、教育委員会事務局で構成）を 4 回開催し、中学ブロックでの取り組みについて協議を行った。 ・ 夏季合同研修の持ち方や就学前教育との連携について協議を行った。また、児童間・生徒間の人間関係づくりを促進するためのジュニアハートプログラム*の取り組みについても協議を行った。 ・ 26 年度末に作成した「キャリア教育全体計画」（案）にそって学校の取り組みを実施し、見直しを経て 27 年度末に作成する。

※ **ジュニアハートプログラム**：レクリエーションの要素を取り入れた人間関係づくりのトレーニング。お互いを尊重し協力し合いながら課題を達成していく。Human Relation Training の頭文字 HRT（ハート）の略。

②中学校区の児童生徒間の人間関係の構築

生きる力を育む上で、基盤となるのは「つながる力」である。安心と信頼、意欲を生み出す人間関係づくりを推進し、柔軟で効果的な教育の実現をめざす。

▶小中一貫教育推進事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての中学の 1 年生を対象とした「ジュニアハートプログラム」を 1 学期に実施し、2 つの小学校から中学校へ進学した生徒が互いに支えあえる人間関係づくりを進める。 ・ 教員対象アンケートを実施し、「プログラムが、学級集団づくりのために有効であった」という項目で 90%以上の肯定的回答を得る。
実施予定内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学 1 年生の学級づくりの時期に「ジュニアハートプログラム」を実施し、人間関係の基本となるコミュニケーションのあり方を体験的に理解させることで、生徒同士の良好な人間関係を促進する。 ・ 部活動体験・授業体験といった部分的な「中学校体験」ではなく、登校から下校までを中学校で過ごす「乗り入れスクール*」の全中学校区での実施をめざす。また、「乗り入れスクール」の複数日実施や中学校教員の授業の拡大などの内容の充実を図る。
平成 27 年度実施内容（中間評価）
<p>①全中学校区で、中学 1 年生を対象に中学校区の目標に合わせた「ジュニアハートプログラム」を実施し、生徒アンケートでは「友達のことを知るために役に立った」という項目での肯定的回答は 84%であった。</p> <p>②中学校部活動体験・授業体験といった「ミニ乗り入れスクール」を全中学校区で実施予定である。</p>

※ **乗り入れスクール**：小学 6 年生が進学先の中学校へ登校し、1 日過ごす「中学校体験」。6 年生の担任が小学校の授業を行うが、中学校の教員による体験授業や中学生との交流、施設見学も行う。

(4) 体力の向上と生活習慣の確立

①運動習慣を含めた基本的な生活習慣の確立

人間の活動の源となる体力の向上には、子どもの運動機会の増加と生活習慣の改善が必要である。子どもたちの健康と体力づくりを進め、生涯にわたる心身の健康の保持増進のための基礎を培う支援を行う。

▶運動意欲の向上および生活習慣の改善と食育の推進

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）
・全国体力・運動能力、運動習慣等調査や全国学力・学習状況調査により、児童生徒の運動習慣や生活習慣の実態を把握し、体力・運動能力向上の土台となる生活習慣や食生活習慣の向上を図る。
実施予定内容
・児童生徒の運動能力向上と運動習慣定着のための工夫ある取り組みを行う。 ・睡眠時間の確保や学習時間とテレビやゲーム、スマートフォンに費やす時間のバランスについて考えさせる機会を作る。 ・中学校給食の導入に伴い、栄養教諭とも連携し、全小中学校で、「食に関する指導の全体計画」に基づいた教育活動全体での食育の推進を図る。
平成 27 年度実施内容（中間評価）
・小中学校で、マラソン大会やなわとび週間、ミニオリンピック等、運動能力向上と運動習慣定着のための取り組みを行った。 ・7月に「児童会・生徒会代表者の集い」を開催し、「ながらスマホはやめよう！」と「月に1回家族会議」を『摂津市小中学生スマホ携帯・利用宣言』として採択し、市内全域への周知を図った。 ・食育担当者会において、栄養教諭と連携した研究授業を実施し、各校で食習慣の改善につながる取り組みを行った。

②学校体育および部活動の充実

全国体力・運動能力、運動習慣等調査を実施し、学校体育の充実に取り組む。生涯を通じて運動に親しむ資質や能力を身につけるための取り組みの支援を行う。

▶全国体力・運動能力・運動習慣等調査値

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）
・調査結果の分析を活用し、学校体育の充実を図る。
実施予定内容
・小学 5 年生、中学 2 年生の児童生徒対象に全国体力・運動能力、運動習慣等調査を実施し、（平成 27 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査は悉皆※）結果分析を行い発信する。 ・児童生徒がより一層運動に親しむ機会を設けるとともに、運動やスポーツの楽しさ、充実感・達成感を感じさせる体育科の研修や担当者会を行い、授業改善に取り組む。
平成 27 年度実施内容（中間評価）
・全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小学 5 年生、中学 2 年生）を実施した。小学校で大きな改善が見られた。 ・2 小学校が、摂津高校で体力・運動能力調査を行った。 ・小学校で体づくり運動の研修を、中学校で剣道の研修を実施した。

※ 悉皆（しっかい）：事象を全体にわたって漏れなく、また重複することなく実施すること。

▶学校部活動等助成事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・中学校の部活動充実のための支援を行う。 ・部活動振興相談員[*]を配置し、各中学校の訪問を通して、特に経験の浅い教員の相談や部活動運営に関する指導を行う。また、各校の部活動の所属人数や顧問の指導経験、運営上の課題などを聴き取り、部活動の実態把握を行う。 ・魅力ある部活動展開のため、専門性を有し、指導経験の豊富な外部指導者の派遣を行う。 ・「摂津市立中学校部活動ガイドライン」に沿った部活動運営を推進するために、部活動に関わる教職員対象の研修を実施する。
実施予定内容
<ul style="list-style-type: none"> ・中学校の部活動に対して財政的な支援を行う。 ・部活動振興相談員が各中学校及び保護者会等へ訪問する。部活動の実態や保護者の願い等を集約し、部活動の運営の指針や合同部活動の在り方等について検証・助言を行う。 ・専門性を有し、指導経験の豊富な外部指導者の派遣を行う。
平成 27 年度実施内容（中間評価）
<ul style="list-style-type: none"> ・部活動振興相談員が各中学校を訪問し、特に経験の浅い教員の相談や部活動運営に関する指導を行った。また、各校の部活動の所属人数や顧問の指導経験、運営上の課題などを聴き取り、部活動の実態把握を行った。（計 190 回訪問） ・中学校部活動指導者を 8 人、各中学校に 235 回派遣した。 ・「摂津市立中学校部活動ガイドライン」を、部活動振興相談員、各中学校管理職及び教員、外部指導者、PTA 等保護者等の意見を集約しながら策定中。

※ 部活動振興相談員：本市の中学校部活動の実態や課題を把握し、合同部活動や拠点校方式部活動なども含めた今後の部活動のあり方についてまとめるために配置している。相談員は、経験の浅い教員の部活動運営に関する相談や指導も行っている。（教育指導嘱託員、退職校長 1 名）

(5) 学校評価の適切な実施と情報の共有

①学校評価の充実

地域に根ざした学校づくりのためには、学校が教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展をめざすとともに、説明責任を果たし、家庭や地域との連携協力を進めていくことが必要である。そのため、各校は学校評価を行いその結果を公表する。

▶学校評価の充実

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・すべての幼稚園・保育所と小中学校が学校経営計画に基づいた学校評価（自己評価）を実施する。また、すべての小中学校が関係者評価を実施するよう指導助言を行う。
実施予定内容
<ul style="list-style-type: none"> ・全小中学校・幼稚園・保育所は平成 27 年度末までに作成した「平成 28 年度学校経営計画」に基づき校園所の運営を行う。 ・学校教育自己診断や、各種アンケート調査、総括会議などに基づき自己評価を行う。 ・自己評価の妥当性について、学校協議会[*]等を活用した関係者評価を実施し、その結果を公表する。 ・自己評価の資料としている学校教育自己診断の項目については常に見直しを行い、より有効な質問項目へ改訂するよう指導する。また、自己評価結果を地域住民へ分かりやすく公表するため、学校便りやホームページ以外の発信のあり方について研究し、学校と地域の連携強化を図る。

平成 27 年度実施内容（中間評価）

- ・すべての小中学校・幼稚園・保育所が学校経営計画に基づいた自己評価を実施した。
- ・すべての小中学校が、27 年度の自己評価・学校関係者評価※をもとに 28 年度の学校経営計画を作成した。

※ 学校協議会：保護者や地域住民の声を学校運営に反映し、また校長の求めに応じて、保護者・地域住民・有識者等が様々な観点から意見交換や提言を行う組織。校長が委員を委嘱し、年間を通じて計画的に会議や行事参観等を行っている。

※ 学校関係者評価：保護者・地域住民等の学校関係者で構成される評価委員会（たとえば学識を加えた学校協議会等）が、学校の自己評価の結果について評価するもの。

②学校協議会の積極的運営

開かれた学校づくりのためには、保護者や地域住民の意向を把握し、学校教育活動に反映させる必要がある。学校協議会を積極的に運営し、保護者や地域住民等による多様な観点からの意見交換を行うことにより、地域からの信頼の構築と教育活動の改善をめざす。

▶学校協議会の積極的な運営と効果的な活用

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）

- ・学校協議会の充実のために、協議会委員を増員したり、協議会の開催を年間 4 回以上に増加することをめざす。また、協議会の開催間に各協議員との個別協議を行うなど、協議会のより有効な運営について研究する。さらに学校協議会を活用した学校関係者評価の実施について実践交流を行う。

実施予定内容

- ・各校年間 3 回以上の学校協議会を開催し、学校経営計画や学校自己診断等の学校運営に関する内容について協議する。

平成 27 年度実施内容（中間評価）

- ・小中学校の 9 校が 2 回、4 校が 3 回、2 校が 3 回以上協議会を開催した。

③積極的な情報の発信

市教委、学校、家庭・地域との協働の取り組みを推進するためには、情報の共有と相互の発信により信頼関係を築く必要がある。そのためにも学校だよりや学年だより等の配付物に加え、魅力的な学校 Web サイトを作成し情報を発信する必要がある。また、学校の取り組みへの興味・関心を高めるため、短いスパンでの定期的な更新が望まれる。

▶市の Web サイト、広報の活用、教育フォーラムの開催

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）

- ・市民や保護者が、市教委や学校園の特色ある取り組みについて理解できるよう、市の広報や Web サイトでの紹介、あるいは教育フォーラム等での実践報告を行う。

実施予定内容

- ・幼稚園・小中学校が特別支援教育や学力向上などの教育課題に沿った研究テーマを設定し、特色ある取り組みを充実させるよう支援する。また、研究内容やユニークな取り組みを市内学校で共有されるよう Web サイトや教育フォーラムなどで発信する。
- ・摂津市の広報課と連携し、さまざまな児童生徒の活躍や取り組みを市広報で紹介する。

平成 27 年度実施内容（中間評価）

- ・市のホームページに全国学力・学習状況調査の結果分析や、学力向上推進懇談会、小中一貫教育推進協議会等の取り組み紹介記事を掲載した。
- ・「広報せつつ」において、4校の取り組み紹介を行った。また、児童会・生徒会代表者のつどいにおける『摂津市小中学生スマホ携帯・利用宣言』や第三中学校生徒会の携帯・スマートフォンに関する取り組みを紹介し、親子で考えるきっかけづくりに努めた。

▶学校 Web サイトの充実

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）

- ・各校の「学校 Web サイト」をさらに充実させ、学校生活の様々な情報の発信が効果的にできるよう、月に 1 回の更新を行う。

実施予定内容

- ・Web サイトが充実している学校の体制や更新システムを全市的に拡大できるよう、情報の共有を図る。

平成 27 年度実施内容（中間評価）

- ・学校 Web サイトの活用について担当者会を実施した。
- ・学校によって頻度は違うが、Web サイト更新を 2 週間に 1 回行った学校があった一方で、1 か月を越えて更新を行う学校があった。

3. 支援教育の充実

(5-2-3 一人ひとりに応じた支援教育を充実するまちにします)

ノーマライゼーション※の理念のもとに、義務教育の場において、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学び、育つ環境をつくり、多様な障害種別に対応する支援教育を推進するため、個別の教育支援計画を活用し、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導や一貫した支援を行う。また、教育センターの機能を充実し、研修や各学校間の連携などにより、教職員の障害に対する理解を促進するとともに相談活動を充実する。

※ ノーマライゼーション：障害のある人もない人も互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会をめざす考え。

(1) 支援教育の充実

①教員の指導力の向上と個に応じた指導の充実

ノーマライゼーションの理念のもと、「ともに学び、ともに育つ」教育の取り組みを継承・発展させるために、支援学級担任等、教職員の専門知識や指導技術の向上を図るための研修を積極的に行う必要がある。教職員が障害のある子どもたち一人ひとりの障害特性を理解するとともに、教育的ニーズを把握し、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成することで効果的な指導や支援の充実をめざす。

▶特別支援教育推進事業・研修事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）
①教職員の専門性の向上を図り、障害の種別に応じた支援を充実させる。 ②各校の支援教育体制を整備し、支援体制の充実を図る。
実施予定内容
①特別支援教育推進事業 研修支援相談室の講師が、巡回相談及び巡回指導を実施し、障害の種別に応じた支援のあり方について指導助言する。 ②研修事業 支援教育コーディネーター等、教職員の障害者理解や個別に応じた支援の充実のために府立摂津支援学校や関係機関等と連携し、専門性向上のための研修を実施する。
平成 27 年度実施内容（中間評価）
・特別支援教育に関わる研修会を 9 回開催した。 ・支援学級での指導経験の少ない教員や支援教育コーディネーターが研修に参加し、児童生徒の状況に応じた環境づくりや支援方法について学ぶとともに、すぐに役立つ実践的な研修を行うことができた。研修を受けた教員が、児童生徒の観察を行い、個々に応じた支援計画を作成してより適切な支援を行うことができた。

▶非常勤職員等雇用事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）
・重度重複障害のある児童生徒の社会的自立や学力保障のための支援を行う。

実施予定内容
・市費で障害児介助員、障害児等支援員※を合わせて24名配置し、支援学級担任とともに重度重複障害児童生徒の介助・訓練・作業及び学習指導の補助等の支援を行う。
平成27年度実施内容（中間評価）
・障害児介助員は、市内3小学校に5名配置。障害児等支援員は市内7小学校に14名、中学校に3名配置。重度重複障害児の介助・訓練・作業及び学習指導の補助等を行い、児童生徒に自信を持たせ、社会的自立に向けて支援することができた。

※ 障害児介助員・障害児等支援員：重度重複障害児童生徒が在籍する学校に配置し、対象児童生徒の生活介助・訓練・作業及び学習指導の補助を行う非常勤職員。

②早期からの一貫性のある指導の実現

就学前の障害のある幼児にとって、早期から一人ひとりのニーズに応じて必要な支援を行うことは、その後の学校生活をはじめ、将来の自立や社会参加に大きな効果がある。

「ともに学び、ともに育つ」教育のより一層の推進に向け、児童発達支援センター（旧障害児童センター）等とも連携し、幼稚園や保育所等での適切な支援のあり方についての理解・啓発を図る。

▶特別支援教育推進事業

事業概要・めざす目標（平成28年度）
・配慮を要する児童生徒の支援を行うため、視覚支援など支援教育体制の充実や、個別の支援方法、保護者に対する教育相談の方法など、課題に応じた巡回相談を行う。 ・特別支援教育サポート委員会を開催し、市内全体の支援教育に関する情報共有を行うとともに課題について検討する。
実施予定内容
①巡回相談 研修相談支援室*、通級指導教室担当（5名）、教育支援課（2名）等で構成したスタッフによる各校への巡回相談を50回実施し、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援方法についての助言を行う。 ②特別支援教育サポート委員会の設置 教育委員会、校園長会、通級指導教室、家庭児童相談室など、障害に関しての専門的知識や経験を有する者で構成する特別支援教育サポート委員会を定期的に開催し、市全体の支援教育における情報の共有と各校の取り組みへの支援やアドバイスをを行う。 また、特別支援教育サポート委員会において、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」のさらなる活用について協議を行う。
平成27年度実施内容（中間評価）
①研修相談支援室、通級指導教室担当等で構成したスタッフによる巡回相談を50回実施した。幼稚園、保育所、小中学校に在籍する支援が必要な幼児・児童生徒について、子ども理解や支援方法に関して、教員が指導や助言を受け、一人ひとりの状況に応じた適切な支援についての取り組みが進んだ。 ②特別支援教育サポート委員会を定期的に開催し、市内全体の支援教育に関する情報共有や課題について検討した。

※研修相談支援室：社会福祉法人 北摂杉の子会が設置する自閉症スペクトラムや発達障害の支援に関する専門機関。

(2) 義務教育就学の支援

①相談体制の整備

教職員や保護者の様々なニーズに即応するために、支援教育関係機関や障害に関する専門機関、専門的知識を有する者による各小中学校、幼稚園、保育所等への相談体制を構築し、年間を通して相談活動を継続していく必要がある。そのため、巡回相談を実施し、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行う。また、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した相談・支援体制の充実を図る中で、本人や保護者に対して、小学校就学に関する適切で多様な情報が提供できるよう相談体制を整備するとともに、本人の教育的ニーズや保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導を行う。

▶就学児指導事業、特別支援教育推進事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）
①就学児指導事業 支援学級への入級や支援学校進学について適切な助言を行う。 ②特別支援教育推進事業 子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援法についての助言を行う。
実施予定内容
①教育支援課、こども教育課、支援教育担当教員等で構成する教育支援会議を開催する。 また、支援学級入級や支援学校入学に向けて、保護者を対象とした就学に関する教育相談を行う。 ②研修相談室、教育支援課、こども教育課、通級指導教室担当教員で構成したスタッフによる各校園への巡回相談を実施する。
平成 27 年度実施内容（中間評価）
①教育支援会議を 10 回開催し、対象児童生徒の現在の学校園での実態を把握し、医師等からの専門的な助言をふまえながら協議することができた。 ②支援学級入級に向けた巡回相談を 40 回実施し、一人ひとりの状況に応じた支援について教員が助言を受け、実践することができた。

(3) 学校施設の整備

①学校施設の充実

誰もが快適に利用できるように、学校施設のバリアフリー化を進める。

▶小・中学校耐震補強等事業・小・中学校施設運営事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）
・すべての人が学校施設を快適に利用できるように、段差の解消や手すり等の整備を行う。 ・各学校のトイレ 1 か所に 1 器以上の洋式トイレを設置するよう、順次改修する。
実施予定内容
・摂津小学校、鳥飼北小学校、鳥飼東小学校、第三中学校、第五中学校に洋式トイレを設置する。
平成 27 年度実施内容（中間評価）
・鳥飼小学校、別府小学校、第一中学校、第二中学校、第四中学校の大規模改修・耐震補強等工事と併せて、トイレ改修を実施した。また、鳥飼小学校では昇降口の段差を舗装し、第四中学校では外部渡り廊下の傾斜を緩やかに舗装した。 ・味生小学校に洋式トイレを設置した。

4. 教職員の育成

(5-2-2 子どもたちの「生きる力」を育むまちにします)

教職員の年齢構成が変化し、経験の浅い教職員が多数を占める状況となってくることを踏まえ、見通しと計画性を有し、組織的に教育内容と教育方法の充実を図る視点と力量を備えた教職員の育成に努めなければならない。求められる人材を育てる研修プログラムに基づき、総合的な学校づくりを担える人材の育成を図る。

(1) 教職員の授業力の向上

①実践的な専門性の向上

教職員の指導・育成については、学校と十分協議をし、大阪府教育委員会と連携する。また、教育活動の効果的な展開のためには、保護者や地域住民との信頼関係の構築が必要不可欠であり、教職員には常識・教養・礼儀作法をはじめとする人格的資質が求められる。同時に、学校教育を通して家庭や地域に働きかけ、保護者や地域住民との相互連携を構築できるコーディネート力などの社会性の向上が求められている。教職員の世代交代が急速に進む中、教職経験の浅い教員を意図的・計画的に育成することが必要である。

学校教育相談員^{*}の巡回指導を実施し、組織的・継続的に取り組む。

▶学校教育相談員配置事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）
・経験の浅い教職員の資質向上を図り、授業力・学級経営力の向上をめざす。
実施予定内容
・指導主事・学校教育相談員の巡回指導を実施し、きめ細やかな指導を行い、教員としての基礎的素養・授業力・学級経営力・生徒指導力などの向上を図る。 ・教員の育成に学校全体で取り組むなど、日常的に OJT を推進できるよう、校内人材育成体制づくりを支援する。
平成 27 年度実施内容（中間評価）
・指導主事・学校教育相談員が巡回指導を 794 回（12 月末現在）実施し、授業や様々な教育活動を通してきめ細やかな指導を行い、授業力・学級経営力・生徒指導力などの実践力の向上を図った。 ・経験の浅い教職員の育成体制に関して、先進市である横浜市を訪問し、様々な育成システムについて学び、それをもとに次年度に向けた方策を検討している。

※ 学校教育相談員：経験の浅い教員の授業、学級経営、生活指導などについての助言を行うため、市内各校への巡回指導を行っている。

▶研修事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）
・教職員のキャリアステージに応じた必要な資質・能力の向上を図る。 ・教育課題解決のための専門的な知識・技能の習得、実践的指導力の向上を図る。

実施予定内容
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の経験年数に応じて必要な知識・技能の習得を図るステージ別研修（初任者研修・2年目研修・3年目研修・5年目研修・6年目研修・10年経験者研修等）を行う。 ・校内の人材育成体制の構築に向けた支援を行う。 ・教育課題解決のための専門的な知識や技能の習得を図る課題別研修を行う。
平成 27 年度実施内容（中間評価）
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の経験年数に応じたステージ別研修（初任者研修・2年目研修・3年目研修・4～6年目研修・10年経験者研修）を行った。10年経験者研修（生徒指導研修）の研修後の感想からは「子どもが安心して学校に通えるためには、『教職員のチームワーク』『教職員の主体性』が大切である。」という感想が寄せられ、生徒指導を通してチームや組織の重要性についての認識が深められた。 ・教育課題解決のための専門的な知識や技能の習得を図る研修（授業づくり研修・学力向上推進研修・保健体育研修・情報教育研修等）を実施した。

② 計画的な人材育成の推進

様々な教育課題に対応するためには、教職員が情報と目標を共有し、組織的に対応していくことが必要である。各校が特色を生かし、チーム力を最大限に発揮できる組織を作るために、校長・教頭のマネジメント力を一層高める研修が必要である。

また、校長のリーダーシップのもと、教職員全体が取り組む組織的な学校運営のためには、経験豊かな教職員と経験の少ない教職員の間をつなぎ、校長・教頭のもとで組織的な運営を担うスクールリーダーが必要であり、その育成を図ることが重要である。

▶学校経営研究会

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・管理職のリーダーシップと組織マネジメント力の向上のため、教育課題に沿った管理職研修会を4回開催する。 ・スクールリーダー育成のため、討議やグループワークも用いた相互学習的な実践研修会を実施する。 ・経験の浅い教職員の資質・能力を向上させるための研修を企画・実施する。
実施予定内容
<ul style="list-style-type: none"> ・大学教授や弁護士等を講師として招聘した研修、管理職のプレゼンテーション力の向上を図る研修等を計画・実施する。
平成 27 年度実施内容（中間評価）
<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府認定子ども家庭サポーターを講師として招聘し、児童虐待に関する研修を実施した。また、カリキュラムマネジメントを学んだうえ、自身の考える学校のランドデザインをプレゼンテーション形式で発表する研修を実施した。講義形式及び発表形式による研修を通し、管理職の学校マネジメントに関する見識を深めることができた。（4回実施）

5. 安全安心な学校・地域づくり

(5-2-4 学校園が安全安心で快適なまちにします)

(5-2-5 地域で子どもを育むまちにします)

幼稚園・小中学校施設の多くが建築後 30 年を経過しており、子どもたちの安全を確保することはもとより、地域住民の緊急避難場所としての機能を維持する必要があるため、耐震化工事の早期完了、老朽化施設の大規模改修及び小学校給食調理場のドライ化改修*工事とともに学習環境の向上を図るため、学校施設の計画的な整備を行う。

また、登下校時における子どもたちの安全を確保するため、学校・保護者、教育委員会、関係機関との連携をはじめとした地域ボランティアとの協力を密に行い、受付員やスクールガード・リーダー、交通専従員の配置を中心に地域と一体となった見守り体制の構築を図る。

さらに、感染症流行の予防に努め、感染症発生時には保健所等の関係機関との連携により迅速に対応する。

※ **ドライ化改修**：床面を乾いた状態で使用するための改修で、細菌やカビの繁殖を抑えるとともに、床面からの跳ね水による二次汚染を防ぎ、衛生管理面の向上や作業環境の改善を図るもの。

(1) 安全安心な学校・地域づくり

① 教育環境の整備（学校施設の計画的な整備）

小中学校施設の多くが建築後 30 年以上を経過していることから、老朽化した施設の大規模改修を計画的に進めるとともに、安全安心で快適な学習環境の整備を図り、適正な施設の維持保全に努める。また、避難所となる体育館内部の窓ガラスや照明器具などの非構造部材の落下防止等を順次行う。さらに、環境負荷の低減や自然との共生を図りつつ、快適な教育環境を整備する。

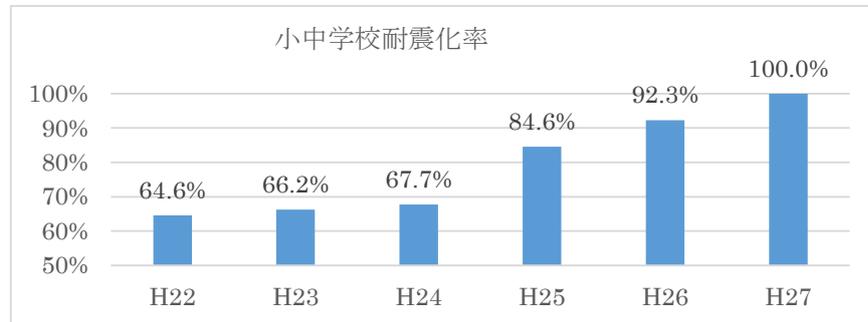
▶ 小・中学校施設改修事業・小学校校舎整備事業・小・中学校施設運営事業・小・中学校耐震補強等事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）
<ul style="list-style-type: none">・老朽化した施設の大規模改修を実施する。・内部非構造部材耐震対策として、つり天井の落下防止対策を実施する。また、学校体育館の照明器具などの落下防止のための補強を順次行う。・施設内の照明器具など取替え改修が必要な場合には、順次 LED 照明に取替える。
実施予定内容
<ul style="list-style-type: none">・第三中学校(体育館・プール)の劣化に伴う外壁や屋上防水・照明の LED 化等の大規模改修工事を実施する。・味生小学校(体育館)及び鳥飼西小学校(体育館)の大規模改修工事のための実施設計を行う。・児童数の大幅な増加が予測される摂津小学校の校舎整備に向けて、基本設計・実施設計を行う。・三宅柳田小学校多目的ホールの天井部についての落下防止のための改修工事を行う。・第四中学校の排水設備（公共下水道への接続）工事を実施する。

平成 27 年度実施内容（中間評価）

○耐震補強等事業

- ・鳥飼小学校(校舎 1 棟)、第一中学校(校舎 2 棟)、第二中学校(校舎 1 棟)、第四中学校(校舎 1 棟) の耐震補強工事と併せて、劣化に伴う外壁改修や屋上防水等を実施した。



○その他事業

- ・別府小学校(校舎)の大規模改修工事を実施した。
- ・第四中学校渡り廊下の照明を LED 照明に切り替えた。

②登下校時等の安全確保

登下校時における子どもたちの安全確保については、学校・保護者、教育委員会、関係機関の連携をはじめ、地域ボランティアとの協力体制が不可欠である。小学校（幼稚園）に配置している受付員やスクールガード・リーダー[※]の派遣を中心に地域と一体となった見守り体制を構築する。

※ スクールガード・リーダー：学校や通学路での巡回指導を行うことで、危険個所の把握や改善、児童生徒への安全啓発の中心となる指導員。（警察官 O B 1 名を配置）

▶安全対策事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）

- ・不審者侵入を防止するとともに、子どもたちの見守りを行い、市立学校園での不審者侵入事案を 0 件とする。
- ・青色パトロールカーでの市内パトロールを行う。
- ・市立幼稚園・小学校の校門に受付員を配置する。

実施予定内容

- ・市立幼稚園・小学校の正門及び摂津小学校・鳥飼北小学校の通用門に受付員を配置する。
- ・受付員の従事活動内容の充実・改善及び受付員間の情報共有を図るため、研修会を実施する。

平成 27 年度実施内容（中間評価）

- ・青色パトロールカーで市内の巡回パトロールを行った。
- ・市立幼稚園・小学校の正門及び摂津小学校・鳥飼北小学校の通用門に受付員を配置し、不審者侵入を未然に防ぐ一定の抑止効果を発揮した。
- ・第一・第二中学校にカメラ付きインターホンを設置するとともに、門のオートロック化が図れた。（全中学校で設置が完了。）
- ・市立学校園への不審者侵入事案はなかった。

▶スクールガード・リーダー配置事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）

- ・不審者事案を抑制するため、警察官 OB を地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）として配置し、危険箇所の把握とその改善に努める。
- ・学校と地域が一体となった見守りシステムを構築するため、スクールガード・リーダーが子どもの安全見守り隊等の地域ボランティアとの協力体制を確立する。

実施予定内容

- ・警察官 OB を地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）として配置、週 2 日程度の巡回により、危険箇所の把握とその改善、児童生徒への安全啓発を行う。
- ・スクールガード・リーダーは、児童生徒の登下校の時間帯に各小学校区を巡回し、子ども安全見守り隊等地域ボランティアへの助言を行う。
- ・スクールガード・リーダーは、毎回の活動後、巡回時の様子を学校教育課指導主事に報告し、きめ細やかな情報の連携を図る。

平成 27 年度実施内容（中間評価）

- ・警察官 OB のスクールガード・リーダーが、児童生徒の登下校の時間帯に各小学校区を年間 101 回巡回した。危険箇所の把握とその改善、児童生徒への安全啓発、また子ども安全見守り隊等地域ボランティアへの助言を行い、地域ぐるみの安全対策を推進することができた。
- ・児童生徒の気になる情報や不審者情報に対して学校や市教委と連携し、早期対応を図ることができた。

▶小中学校通学区事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）

- ・通学時の交通安全を確保するため、シルバー人材センターに委託して、交通専従員の配置を行う。
- ・危険箇所の把握に努めるとともに、その改善を図る。
- ・通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みを推進する。

実施予定内容

- ・通学路交通安全プログラムに基づき、合同点検を実施し、適切な安全対策を行う。
- ・信号のない交差点など 19 箇所に交通専従員の配置を継続して行う。
- ・道路管理者や警察署など関係機関と連携をして、危険箇所の対応方法を継続して協議を行う。

平成 27 年度実施内容（中間評価）

- ・通学時の交通安全を確保するため、シルバー人材センターに委託して、信号のない交差点など 19 箇所に交通専従員の配置を行った。
- ・交通専従員の総会において、業務マニュアルの内容を説明し、遵守を呼びかけた。
- ・道路管理者、警察署と連携して危険箇所の対応を協議するとともに、小中学校の訪問を行って情報や意見の交換を行った。側溝の蓋掛けによる歩行スペースの確保や路面標示の更新などにより安全対策を進めることができた。
- ・子ども子育て会議通学路安全対策指針策定部会で通学路交通安全プログラムを策定した。

③地域による見守り体制の充実

放課後の居場所づくりとして実施してきており、児童が参加したいと感じるよう内容の充実を図る。

学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制づくりを支援し教育力の向上を図る。

▶放課後子ども教室推進事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・全小学校での活動内容の充実と、開催場所等を検討し魅力ある「わくわく広場」を目標に登録者の割合の増加をめざす（平成 25 年度 40.2%、平成 26 年度 42.3%）。 ・テーマを決めたプログラムの実施を検討する。
実施予定内容
<ul style="list-style-type: none"> ・放課後こども教室実行委員会、わくわく広場リーダー会議を開催し、各校区の取り組み状況について情報交換を行う。 ・わくわく広場指導員を対象に研修会を開催し、指導にあたっての留意点や安全管理について情報交換等を行う。 ・児童センターとの連携等により、遊びの提供を行う。 ・指導員としてより多くの方に登録してもらえるような方策を検討する。 ・学童保育との連携について、さらなる検討を行っていく。
平成 27 年度実施内容（中間評価）
<ul style="list-style-type: none"> ・放課後こども教室実行委員会を 2 回、わくわく広場リーダー会議を 4 回開催した。安全な居場所の提供に向けてのヒヤリハットの事例や情報交換を行った。 ・児童センターの移動児童館事業とタイアップして 4 校で遊びの提供を行った。 ・小学校保護者・公民館等に指導員募集のチラシを配布し、人材の登録につながった。 ・大阪府主催の研修会に指導員が参加し、他市における先進的な取り組み事例を学んだ。 ・国の示す「放課後子ども総合プラン」の対応として、学童保育との連携についてリーダー会議で課題を議論した。

▶地域子ども安全安心事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）												
<ul style="list-style-type: none"> ・地域や企業等の協力を得て「こども 110 番運動」「子どもの安全見まもり隊」のさらなる活動の充実を図る。 ・地域防犯研修会をはじめ、子どもの安全対策に取り組む各種団体の横の連携の充実を図る。 												
実施予定内容												
<ul style="list-style-type: none"> ・市内で子どもの安全対策にご協力いただいている子どもの安全見まもり隊や交通専従員、セーフティパトロール隊の方を対象とした地域防犯研究会を開催する。 ・各小学校区で「地域の子どもは地域で守る」という考えのもと「こども 110 番の家」「こども 110 番の車」「子どもの安全見まもり隊」の活動への参画を呼びかける。 												
【こども 110 番運動協力件数】												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こども 110 番の家 協力件数</td> <td>1,566 件</td> <td>1,562 件</td> <td>1,499 件</td> </tr> <tr> <td>こども 110 番の車 登録数</td> <td>399 台</td> <td>399 台</td> <td>400 台</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H24	H25	H26	こども 110 番の家 協力件数	1,566 件	1,562 件	1,499 件	こども 110 番の車 登録数	399 台	399 台	400 台
区 分	H24	H25	H26									
こども 110 番の家 協力件数	1,566 件	1,562 件	1,499 件									
こども 110 番の車 登録数	399 台	399 台	400 台									

平成 27 年度実施内容（中間評価）

- ・継続してこども 110 番運動、子どもの安全見守り隊の充実に取り組み、PTA 協議会などと連携して、地域における見守り活動を支援した。
- ・地域学校連携活動実行委員会において、見守り活動の情報交換を行うとともに、他市における事例を紹介した。
- ・地域防犯研修会を開催し、32 人の方が参加した。「フィールドワークを行うことで、危険な場所が結構あることに気付いた」「子どもの目線で見ることが大切だと思った」などの意見をいただき、見守り活動の必要性を再認識してもらう契機となった。

④感染症の予防と迅速な対応

幼稚園、学校には成人と比べ抵抗力の未発達な幼児、児童生徒が集団生活をしており、さまざまな感染症が発生しやすく、幼稚園、学校内での感染が拡大しやすい状況にある。季節性のインフルエンザや感染性胃腸炎等の感染症についても、その発生、まん延は学校現場に与える教育上の影響が大きいことに鑑み、幼児、児童生徒はもちろん保護者へも、うがい、手洗い、咳エチケット等の感染防止対策の励行を勧奨するとともに、新型インフルエンザが発生した場合には「摂津市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 26 年 3 月）」や「大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 25 年 9 月）」をもとに、毒性や感染力、警戒レベルに応じた適切な対応を図る。

▶幼稚園・小学校・中学校保健事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）

- ・前年度同様に幼児、児童生徒の健康管理と早期発見に努める。また、大阪府からの情報提供の把握に努めるとともに、感染症発生時には保健所など関係機関と連携を密に行い、より迅速に対応する。
- ・全幼稚園・小中学校では、導入された「学校欠席者情報収集システム※」を運用し、その活用について検証する。
- ・全幼稚園・小中学校に対して、継続的に大阪府からの情報発信を行い、感染症予防に努める。

実施予定内容

- ・府内の感染症発生状況の情報収集を行うとともに、幼児、児童生徒の健康管理と手洗いの励行を勧奨する。また、感染症発生時には保健福祉課、保健所など関係機関と連携を密に行い、迅速に対応する。
- ・「学校欠席者情報収集システム」の全幼稚園・小中学校への導入に伴い、各校園で感染症の流行状況を把握し、引き続き感染症の予防に努める。

平成 27 年度実施内容（中間評価）

- ・平成 27 年 4 月に「学校欠席者情報収集システム」を全幼稚園・小中学校に導入した。
- ・「学校欠席者情報収集システム」を活用して、市内の小中学校区における感染症の流行状況をリアルタイムで確認・把握することで感染症の予防に努めた。
- ・全幼稚園・小中学校に対し、大阪府からの情報発信を行い、手洗い・マスク着用などの注意喚起を行った。

※ 学校欠席者情報収集システム（学校欠席者サーベイランス）：国立感染症研究所が開発し、運営するシステムであり、各学校が毎日欠席者等の情報をシステムに入力することで、保健所、学校医、教育委員会等が感染症の流行状況をリアルタイムに把握できるもの。

⑤学校給食衛生管理の強化と食育の実践

小学校給食調理場の衛生管理の強化を図るため、計画的なドライ化改修工事を行うとともに、食の安全確保の徹底を図る。また、平成 27 年 6 月から各中学校で開始したデリバリー方式選択制給食を継続実施する。さらに、給食を通して食の大切さを伝えるとともに、食への関心を高める。

▶小・中学校給食事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）
<ul style="list-style-type: none">・小学校給食における食中毒防止のため、食品検査や調理員の手指拭き取り検査等を引き続き実施し、その結果に基づく衛生管理研修を行う。中学校給食においては、配膳室及び民間調理場対象に検査を実施する。・小中学校給食食材の放射性物質検査を引き続き行う。・学校給食会を通じ、給食試食会、料理講習会、給食参観等を開催するとともに、「給食だより」「えいようだより」を発行する。・平成 27 年 6 月から開始したデリバリー方式選択制による中学校給食を継続実施する。
実施予定内容
<ul style="list-style-type: none">・ノロウイルスや 0-157 などによる食中毒防止のため、食品検査等を実施し、その結果に基づいた関係職員への研修（年 2 回）や検証を行う。・「食に関する指導の全体計画」に基づき食育の推進を図るとともに、「給食だより」「えいようだより」等を通じて家庭に対しても食についての周知を行う。・小中学校の給食調理業務等の委託検証方法のあり方を検討・改善する。・中学校給食のアンケート調査結果を検証・分析し、中学校給食の実態を把握する。また、献立内容改善や試食会を開催するなどして、中学校における食育の推進を図る。
平成 27 年度実施内容（中間評価）
<ul style="list-style-type: none">・「学校給食衛生管理委員会」の部会において、3 年計画で衛生管理作業マニュアルの改訂が行われることとなり、初年度の改訂協議を行った。・全小中学校で「食に関する指導の全体計画」を策定した。・給食調理業務を委託している鳥飼西・摂津小学校及び中学校給食を委託している民間調理場において委託検証を実施し、委託検証会議を開催した。・全中学校において、デリバリー方式選択制による給食を開始し、2 学期にアンケート調査を実施した。・平成 28 年度新入生の保護者を対象とした中学校給食説明会及び試食会を実施した。

6. 子育て支援の充実

- (4-3-5 障害のある人の自立生活が可能なまちにします)
- (4-3-6 子育てに喜びを感じ子どもとともに育つまちにします)
- (4-3-7 ひとり親家庭が自立し安心して生活できるまちにします)
- (5-2-5 地域で子どもを育むまちにします)

すべての子どもたちが地域の中でのびのびと健やかに成長できるよう、就労と子育ての両立支援、地域の子育て支援の推進、児童虐待防止体制の充実、親支援・親育ての充実、学童保育室の充実、ひとり親家庭に対する支援により、子育て支援の充実を図る。

(1) 子育て支援の充実

① 子ども・子育て支援施策の充実

摂津市子ども・子育て支援事業計画[※]に基づき、幼児期の教育・保育・地域の子育て支援の取り組みを推進する。

▶ 子ども・子育て支援事業、保育所管理運営事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）
<ul style="list-style-type: none">・摂津市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度から平成 31 年度）に基づき、多様化する保育ニーズや子ども・子育て支援施策に対応する。・摂津市子ども・子育て会議において、摂津市子ども・子育て支援事業計画の各施策や事業の実施状況を審議する。・保護者の携帯電話等へ子どもに関する災害情報や緊急連絡、不審者情報等を正確かつ迅速に行う。
実施予定内容
<ul style="list-style-type: none">・子ども・子育て会議を開催し、子ども子育て支援法等に対応する条例、規則、要綱等整備のほか、摂津市子ども・子育て支援事業計画に基づく施策内容、進捗状況について審議する。・公立保育所、幼稚園、こども園入園児童のうち、新規入園、在園児で未登録の保護者に対し、メール配信登録を依頼するほか、地域で子どもの安全安心のために活動されている方への情報発信を行う。
平成 27 年度実施内容（中間評価）
<ul style="list-style-type: none">・子ども・子育て会議を 3 回開催し、地域型保育事業所公募要項等について審議・平成 27 年度（H28.1 月現在）のメール配信状況 教育委員会事務局発信（不審者情報等）28 件 保育所、幼稚園、こども園、小中学校発信（行事等お知らせ）356 件

※ 子ども・子育て支援事業計画：国が示す基本指針に即して、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期等について定める計画。（計画期間は平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間）

② 保育所待機児童の解消

児童人口が減少傾向にあるが、保育所入所を希望される方は増加している。就労と子育ての両立を支援するため、保育サービスの充実、とりわけ待機児童の解消に向けた対応が必要となっている。子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育ニーズに対する供給体制の整備を進める。

▶子ども・子育て支援事業・保育所入所承諾事業・民間保育所施設整備事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）
・子ども・子育て支援事業計画に基づき待機児童の解消に努める。
実施予定内容
・4月に安威川以北地域に小規模保育事業A型（0歳児～2歳児 定員12名）を開設する ・保育士の安定的な受け入れ態勢の整備と受け入れ児童の増、保育の質の向上を図る目的で、民間保育園が勤務する5年以内の職員に対して提供する借り上げ宿舎に要する費用に対する補助を実施する。
平成 27 年度実施内容（中間評価）
・民間保育園2園建替えに伴う定員増（20名）4月～ ・民間保育園分園開設（20名）4月～ ・民間保育園分園開設（20名）5月～ ・安威川以北地域で小規模保育事業所（A型）を公募

③児童の発達支援

発達に支援の必要な児童に、早期に適切な支援ができるよう関係機関が連携して、相談・療育の充実に努める。平成 24 年度から制度が開始された児童福祉法に基づく通所サービス等の充実に努める。

▶児童発達支援事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）
・サービスを必要とする児童に適切なサービスが提供できるよう、引き続き充実に努める。 ・市立児童発達支援センター及び相談支援事業所と連携し、適切なサービスを利用することができるように努める。 ・サービス利用者の利用計画の作成割合が引き続き 100%となるように努める。
実施予定内容
・市立児童発達支援センターをはじめとする関係機関が連携し、事業所へ情報提供を行うことにより、サービスの向上に努める。 ・保育所等訪問支援は、専門的な支援を継続して実施できるように努める。

平成 27 年度実施内容（中間評価）

- ・相談支援事業所が利用計画の作成を行い、児童に応じたサービスの提供となるように努めた。
- ・利用計画の作成割合は、平成 27 年 9 月までで 100%となっている（府全体では 79.9%）。
- ・児童発達支援センターが呼びかけて事業所連絡会を発足させ、今年度は 2 回開催した。利用計画の作成についての情報共有等を行い、事業所の資質の向上を図った。また、国の策定した「障害児通所支援に関するガイドライン」を事業所に周知した。
- ・平成 26 年度から開始した保育所等訪問支援では、保育所や幼稚園等で支援を行った。利用人数も前年度に比較して増加となった。

【児童発達支援事業実利用者数】

	H25	H26	H27
児童発達支援	110 人	119 人	103 人
放課後等デイサービス	106 人	145 人	186 人
保育所等訪問支援	0 人	22 人	28 人
相談支援	187 人	277 人	298 人
医療型児童発達支援	12 人	9 人	8 人

※H25・H26 は年間、H27 年度は 12 月までの実利用者数

▶市立児童発達支援センター運営事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）

- ・児童発達支援センターを指定管理により 1 か所運営し、地域の中核的な療育支援施設として、関係機関や他の児童発達支援事業所との連携を図り、児童と保護者に対する相談・サポート体制の充実に引き続き努めていく。

実施予定内容

- ・保育所等訪問支援は、専門的な支援を継続して実施できるように努める。
- ・相談支援事業では、他事業所への支援・連携も含めた専門的な対応、児童や家族への相談、地域の中核的な療育支援の場としての機能を担うように努める。

平成 27 年度実施内容（中間評価）

- ・児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業で、専門訓練士による個別訓練とグループ療育を行うとともに、早期療育を継続して実施した。
- ・保育所等訪問支援事業として、保育所や幼稚園等を訪問し、児童への個別支援を行うとともにスタッフへの専門的な支援を実施し、市全体の療育体制の充実に努めた。
- ・相談支援事業として、児童・家族への相談及びサービス利用に係る利用計画（ケアプラン）の作成を継続して実施した。
- ・児童発達支援センターが呼びかけて事業所連絡会を発足させ、今年度は 2 回開催した。利用計画の作成についての情報共有等を行い、サービスの向上を図った。

④ファミリー・サポート・センター運営事業

地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援し、安心して育児ができる環境をつくることに取り組んでいる。

▶ファミリー・サポート・センター運営事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）
・「子育ての手助けをしてほしい方」と「手助けをしたい方」とが会員になって、地域で子育てを支援する仕組みの充実を図る。
実施予定内容
・子育ての手助けをする援助会員の増加に向けて、さまざまな方法で周知を行うことで、市民に理解を深めてもらい、会員数の増を図る。 ・会員同士が情報を共有するため、継続して交流会を開催し、相互の理解を深めることで利用しやすい環境づくりに努める。
平成 27 年度実施内容（中間評価）
・会員登録説明会を開催したほか、親子ランドやボランティアフェスティバルなどの地域イベントにて事業の説明やチラシ配布を行い、会員募集を呼びかけた。 ・ファミリー・サポート・センターのブログで活動内容等を紹介し、事業の周知を図った。

⑤地域の子育て支援の推進

地域子育て支援センターを中心とし、つどいの広場や児童センターが地域における子育て支援の拠点としての役割を果たすよう取り組みを推進する。

▶地域子育て支援運営事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）
・地域子育て支援センターやつどいの広場など計 9 か所で地域子育て支援拠点事業を実施し、子育て支援、交流、相談の場として多くの方に利用されるよう周知を図る。 ・子育て支援ネットワーク推進会議を開催し、関係機関が連携し子育て支援施策の推進に取り組む。
実施予定内容
・市内で開設するつどいの広場の担当者会議において、情報交換を行うとともに、事業内容の充実に向けた話し合いを引き続き行う。 ・子育て支援ネットワーク推進会議が主催して「親子ランド」を年 2 回、「絵本であそぼ・親子であそぼ」年 1 回開催し、イベントを通じて子育てに対する関心を高めるように努める。 ・子育て世帯に対して、ニーズに応じた情報提供に努める。 ・気軽に子育て相談や子育て情報の紹介を受けることができる「せつつ子育て応援隊広場」を市役所庁舎内で週 1 回引き続き開催する。 ・外出時におむつ替えや授乳ができる「赤ちゃんの駅」の取り組みを継続して推進する。

平成 27 年度実施内容（中間評価）

- ・地域の子育て支援、交流、相談の場として多くの方に利用してもらえるように、市の広報やホームページへの掲載、つどいの広場紹介の冊子を作成するなど、周知を行った。
- ・つどいの広場の担当者会議を年に 4 回開催し、各広場の活動報告や情報交換、相談体制の充実について話し合うとともに、利用者の声の把握に努めた。
- ・摂津市子育て支援ネットワーク推進会議主催のイベント「親子ランド」を地域の育児グループ・子育て支援グループ・団体とともに協力し、市内 2 か所で開催した。参加者からは、「家ではできない遊びができた」、「親も子どもも楽しく遊べた」などの声があった。
- ・民間商業施設 3 か所に「赤ちゃんの駅」として登録していただき、乳幼児を連れて外出しやすい環境づくりを進めた。

▶市立児童センター運営事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）

- ・週 6 日の開館を行い、就学前の親子と小学生の安全な遊び場としての機能を果たせるように努める。
- ・夏季の開館延長や移動児童館の取り組みを引き続き行う。

実施予定内容

- ・就学前の親子や小学生を対象に親子教室やクラブ活動、季節の行事などを行い、遊びや生活を通して子どもの発達や異年齢交流、家庭や地域の子育て支援に取り組む。
- ・移動児童館事業として、わくわく広場におもちゃを提供するなど関係機関と連携した取り組みを行う。
- ・5 月から 8 月まで、1 時間の開館延長を引き続き行う。
- ・乳幼児の親子を対象としたイベント等を開催し、子育て支援を行っていく。

平成 27 年度実施内容（中間評価）

- ・平成 26 年度に引き続き、夏季期間（5 月から 8 月）に 1 時間の開館時間延長を実施した。延長実施前よりも利用者は多く、児童の健全育成に寄与している。
夏季の 1 日平均利用者数
延長実施前（平成 25 年度）74.8 人
延長実施後（平成 26 年度）95.5 人（平成 27 年度）89.0 人
- ・移動児童館の取り組みとして、わくわく広場への遊具の貸し出しを 4 か所で、出張けん玉認定会を 7 か所で実施した。
- ・新たな取り組みとして、乳幼児を対象としたイベント「乳幼児親子の日」を年 3 回開催し、延べ 132 人の参加があった。

▶養育支援訪問事業・子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）

①養育支援訪問事業

支援を必要とする家庭を訪問し、専門的なアドバイスを行うとともに、子育てアドバイザーを派遣して、子育て等の支援を行う。

②子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）

保護者の病気等で養育が困難である家庭に対して、一時的に幼児、児童生徒を児童福祉施設で養育、保護を行う。

実施予定内容
<p>①子育てに困難を感じている家庭に、子育てアドバイザーを派遣し、ニーズに対応した育児相談・訪問支援（育児体験等に基づいた保育支援）等の援助活動を行う。また、現在の子育てアドバイザー登録者に対して更新（スキルアップ）研修を実施する。</p> <p>②必要な場合に案内できるよう関係機関に周知を行っており、保護者や児童の入院により、一時的に家庭での生活が困難な児童に対して、児童福祉施設で養育、保護を実施する。</p>
平成 27 年度実施内容（中間評価）
<p>①子育てに困難を感じている家庭に、子育てアドバイザーを派遣し、育児相談・訪問支援等の援助活動を行った。1月末までで7人のアドバイザーが42回の訪問を行った。</p> <p>②必要な場合に案内できるよう関係機関に周知を行い1月末までで7人、51日間の利用があった。一時的に幼児、児童生徒を児童福祉施設での養育・保護を行うことにより、保護者の病気や育児疲れなどに対する支援を行うことができた。</p>

⑥児童虐待防止体制の充実

関係機関の連携を強化して児童の安全を確認するとともに、児童虐待の相談窓口を広く周知するなど啓発を行い、未然防止、早期発見と迅速で的確な対応・支援に取り組みます。

▶家庭児童相談室運営事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）
<ul style="list-style-type: none"> 子育てや養育、子どもの発達等に関する保護者からの相談を受け、保護者が安心して子育てができるよう支援を行う。
実施予定内容
<ul style="list-style-type: none"> 毎月の広報による相談窓口案内や、市ホームページ、せつつみんなで子育てネットなどへの掲載による周知や、他機関を通じて相談案内を行い、保護者からの子育てや子どもの問題に関する様々な悩みについて、引き続き相談業務を行う。
平成 27 年度実施内容（中間評価）
<ul style="list-style-type: none"> 臨床心理士を配置し、保護者からの子育てに関する様々な悩みについて、親子教室やプレイセラピー、カウンセリング、心理発達検査等を行うことにより、保護者や子どもの支援を行った。 親子教室は、家庭児童相談室（子育て総合支援センター内）と児童発達支援センターの市内2か所で実施し、発達に支援が必要と判断される場合には、児童発達支援事業による療育につなげるなどの支援を行った。 社会福祉士を配置し、家庭訪問や学校園との調整・連携・訪問を行うことにより、各家庭への支援を行った。

▶児童虐待防止事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）
<ul style="list-style-type: none"> オレンジリボン※キャンペーンを実施し、児童虐待防止の取り組みを推進するとともに、摂津市虐待等防止ネットワーク会議と連携し、虐待防止を広く啓発する。 関係機関と連携をとり、虐待の早期発見や未然防止を図っていく。

実施予定内容
<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止推進月間（11月1日～11月30日）を中心に啓発活動を継続して実施する。 ・乳幼児健診の担当課や、学校・幼稚園・保育所・地域子育て支援センターなどと連携し、支援の必要な世帯の把握に努める。 ・社会福祉士を引き続き配置し、他職種での支援に努める。
平成27年度実施内容（中間評価）
<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止推進月間（11月1日～11月30日）を中心に啓発活動を実施した。 11月11日 街頭キャンペーンを市内2か所で実施 ・公共施設等にリーフレットを設置して、啓発に努めた。 ・要保護児童対策地域協議会*を開催し、情報の共有・意識の向上に努めた。 ・市内の小中学校、幼稚園、保育所の職員を対象とした「居所の確認が取れない児童に対する対応について」の研修会を開催し、児童虐待防止の体制強化に努めた。 ・社会福祉士を配置し、家庭訪問や学校園との調整・連携・訪問を行うことにより、各家庭への支援を行った。

※ オレンジリボン：児童虐待防止運動のシンボル。「子どもたちが健やかに育つように」という願いのもと、一人でも多くの方に「児童虐待防止」に関心をもってもらい、何ができるかを考え、また、行動をおこしてもらおうという活動を展開している。

※ 要保護児童対策地域協議会：虐待を受けている子どもなど要保護児童の早期発見や適切な保護を図ることを目的とし、関係機関が情報の交換や支援内容の協議を行うためのネットワーク。

⑦親支援・親育ての充実

子育ての悩みを解決し、子育てに自信が持てるよう支援するとともに、父親の育児や子育てへの参加促進を図る。

▶地域子育て支援運営事業

事業概要・めざす目標（平成28年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・育児や子育てに対する不安を取りのぞき、自信をもって楽しみながら育児や子育てができるように、さまざまなメニューの実施に努める。 ・祖父母世代が子育て支援に関わっていただけるような取り組みを進めていく。
実施予定内容
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が子どもの発達を促しつつ、親子のコミュニケーション、子どもの問題行動への対処法など、具体的な子育て技術を学ぶトリプルP*講座を年間2回（1回7講座）実施する。 ・父親自身も楽しみながら育児や子育てへの意識を高める親子教室「パパっこクラブ」を地域子育て支援センターにおいて、年間2回（1回4講座）開催する。 ・子どもの発達にあった関わり方を学ぶ講座を0歳、1歳、2歳各年齢1回を開催する。 ・育じい・育ばあ子育て応援講座を引き続き実施する。

平成 27 年度実施内容（中間評価）

- ・トリプルP 講座を年間 3 回（1 回 7 講座）実施した。
- ・地域子育て支援センター・かるがも広場では、スタッフが利用者の相談を受け、必要であれば関係機関につなげるなど、子育て相談の充実に努めた。
- ・子どもの発達にあった関わり方を学ぶ講座を 0 歳、1 歳、2 歳各年齢 1 回ずつ開催した。
- ・父親の育児や子育ての意識を高めるパパっこクラブでは、リーダーが中心となり参加者同士で活動内容を決め実施した。年 2 シリーズ（計 8 回）で延べ 134 人の参加があった。参加者からは、「父と子の二人の時間が持ててよかった」、「子どものことを知るいい機会になった」、「自分以外に子育てをしているパパたちと交流できていい刺激になった」、などの意見をいただいた。
- ・祖父母世代が孫の育児や地域のボランティア等として活動してもらうことを意図して、「育じい・育ばあ子育て応援講座」を新たに開催した。赤ちゃんとのおもちゃ作り、今ごろの子育て事情の話などを行い 1 シリーズ（4 回）で、8 人の参加があった。参加者からは、「孫が生まれた時のために役に立つ」「子育て世代の支援をしたい」などの声をいただいた。

※ トリプルP：前向き子育てプログラム(Positive Parenting Program)。オーストラリアで開発された親向けの子育て支援プログラムで、子どもの発達を促しつつ、親子のコミュニケーション、子どもの問題行動への対処など、それぞれの親子に合わせた方法にするための考え方や具体的な子育て技術を学ぶもの。

⑧学童保育室の充実

国において制度改正が行われることから、制度改正の情報収集に努め、その対応を行っていく。学童保育室運営にあたって、サービスの質の向上に努める。

▶学童保育事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）

- ・保護者が安心して就労等ができるよう、小学 1 年生から 3 年生までの児童を放課後等に安全に保育を行い、健全な遊びや生活の場の提供を行う。
- ・学童保育を安全に実施するため、保育環境の整備や指導員の資質の向上を図る。
- ・設備及び運営に関する基準条例を制定しており、適切な運営を行っていく。
- ・延長保育などのサービス向上に向けた取り組みを進める。

実施予定内容

- ・定員や支援を要する児童数に応じて指導員の人数を割り出し、各学童保育室に応じて適正な配置に努める。
- ・児童心理や防犯など学童保育の運営にあたって必要な事項について、研修を実施し、指導員のさらなる資質向上につなげる。
- ・毎月 1 回実施する指導員ミーティング等において、各学童保育室での課題やヒヤリハットの情報共有を行う。
- ・わくわく教室との連携について、さらなる検討を行っていく。

平成 27 年度実施内容（中間評価）

- ・指導員ミーティングを月 1 回開催し、情報共有を行ってきた。
- ・児童心理の理解や人権、防犯、救命講習など 8 回の講師研修を実施し、指導員の資質向上を図った。初任者研修では、ベテラン指導員が講師となって研修を行った。受講者からは、「指導員のチームワークの大切さを学んだ」、「子どもの変化に気付けるよう日頃からの観察を心がけたい」などの感想があった。
- ・国が新たに設けた指導員の資格である「放課後児童支援員」の研修に、8 人が参加し、資質の向上を図った。
- ・国の示す「放課後子ども総合プラン」の対応として、わくわく教室との連携について指導員ミーティングで課題を議論した。

⑨ひとり親家庭への支援の充実

すべての子どもが地域の中で健やかに成長できるよう、ひとり親家庭の自立を支援するとともに、きめ細かな生活支援を進める。

▶ひとり親家庭自立支援事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）

- ・ひとり親家庭が安定した就労と所得を得て経済的に自立できる状態をめざす。
- ・困りごとなどに気軽に相談ができるような体制を構築する。

実施予定内容

- ・自立支援員を 2 名雇用し、ひとり親世帯に対してさまざまな悩みごとの相談・支援を行う。
- ・就労に向けて個々の状況・ニーズに沿った助言・指導を行うことで、就労支援を行う。

平成 27 年度実施内容（中間評価）

- ・資格取得に向けた制度やひとり親家庭自立支援員の相談業務について、案内を作成し、児童扶養手当受給者への通知に同封してサービスの周知を図った。
- ・過去 3 年間に就労支援を行った方に対して、その後の就労状況について聞き取りを行った。

▶児童扶養手当給付事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）

- ・ひとり親家庭等に児童扶養手当を給付することにより、生活の安定と自立の促進を図る。
- ・さまざまな方法で制度の周知を行う。

実施予定内容

- ・父母の婚姻解消等によりひとり親となった児童や、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童を、監護・養育している父母または養育者に手当を支給する。

【児童扶養手当受給者数及び支給額】

	H24	H25	H26
受給者数	916 人	946 人	902 人
支給額	408,382,250 円	418,618,540 円	416,152,980 円

※受給者数は各年度とも 2 月末時点の人数

- ・ホームページで制度の案内を行うとともに、ひとり親となった方には窓口で説明を行い、周知に努める。

平成 27 年度実施内容（中間評価）

- ・ひとり親家庭となった方が窓口に来られた場合に、ひとり親家庭医療費助成と併せて制度の説明を行った。
- ・現況届時（8月）にひとり親家庭の情報を取りまとめたガイドブックを配布し、サービスの周知を図った。
- ・現況届の受付の際、就労されている方に配慮し、日曜日や平日の夜間（19時まで）受付を行った。
- ・平日の昼間は就労されている方がほとんどであることから、夜間や土曜日・日曜日・祝日に相談できる機関のリストを作成し配布した。

▶ひとり親家庭医療費助成事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）

- ・ひとり親家庭の医療費を助成することにより、経済的負担の軽減及び受診を容易にし、健康の保持・増進を図る。
- ・さまざまな方法で制度の周知を行う。

実施予定内容

- ・ひとり親家庭の保護者と子ども（18歳まで）の医療費と入院時食事療養費を助成する。
【ひとり親医療受給者数及び助成額】

	H24	H25	H26
受給者数	2,121人	2,167人	2,107人
助成額	62,454,288円	66,593,513円	63,709,356円

※受給者数は各年度とも2月末時点の人数（ひとり親の保護者と児童の合計人数）

- ・ホームページで制度の案内を行うとともに、ひとり親となった方には窓口で説明を行い、周知に努める。

平成 27 年度実施内容（中間評価）

- ・ひとり親家庭となった方が窓口に来られた場合に、児童扶養手当と併せて制度の説明を行った。
- ・ホームページや児童扶養手当の現況届等で配布しているひとり親家庭ガイドブックなどに、制度内容を掲載し、サービスの周知を図った。
- ・ひとり親家庭医療証の更新手続きを児童扶養手当の現況届時に行うことにより、更新手続きの負担軽減に配慮した。

⑩経済支援の充実

教育の機会均等を保障する施策として、就学援助事業を実施していく。また、安心して子育てができる「住み続けたい」まちを実現するため、子育て環境の充実の一環として、子どもの医療費助成を行う。国制度に基づき、児童手当の支給を実施する。

▶就学援助事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）

- ・低所得の世帯に対して、就学援助を実施することにより、義務教育就学にあたって必要な経費の経済的な支援を行う。
- ・さまざまな方法で制度の周知を行う。

実施予定内容									
<ul style="list-style-type: none"> ・学用品費や修学旅行費、校外活動費などに加えて、平成 24 年度から設けた P T A 会費、生徒会費の支給項目を引き続いて支給する。 ・年度当初に制度の案内を学校で配布するとともに、ホームページなどで周知を行う。 									
【就学援助認定者数等】									
	H24			H25			H26		
	認定者数 (人)	認定率 (%)	支給額 (円)	認定者数 (人)	認定率 (%)	支給額 (円)	認定者数 (人)	認定率 (%)	支給額 (円)
小学校	1,685	36.42	98,535,050	1,369	29.92	80,496,034	1,351	29.97	85,958,367
中学校	843	36.73	44,246,585	747	32.20	41,793,388	684	29.51	38,533,125
計	2,528	36.52	142,781,635	2,116	30.68	122,289,422	2,035	29.81	124,491,492
※3 月末時点の認定者数									
平成 27 年度実施内容（中間評価）									
<ul style="list-style-type: none"> ・広報、ホームページのほか年度当初（4 月及び 5 月）に学校を通じて児童生徒全員に制度の案内文書を配布し、周知に努めた。 ・平成 27 年 9 月末現在の認定者は全児童生徒数のうち 28.54%で 1,898 人となっている。 									

▶子ども医療費助成事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）			
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの医療費の助成を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減と子どもの健康の保持・増進を図る。 ・対象者を中学校修了までに拡大するとともに、所得制限を撤廃する。 ・さまざまな方法で制度改正の周知を行う。 			
実施予定内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・入院・通院とも中学校修了までの子どもを対象として医療費助成を実施する。 ・出生や転入の際に手続をしてもらうように制度の周知徹底を図っていく。 			
【子ども医療受給者数及び助成額】			
	H24	H25	H26
通院医療費受給者数	5,095 人	4,926 人	8,983 人
助成額	162,459,192 円	160,639,198 円	206,975,188 円
※2 月末時点の受給者数			
平成 27 年度実施内容（中間評価）			
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 4 月からの制度改正に向けて、平成 27 年第 4 回市議会定例会において、条例改正を提案し、可決された。 			

▶**児童手当支給事業**

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）

- ・国制度に基づき、中学生卒業までの児童を養育する世帯に手当の支給を実施する。
- ・さまざまな方法で、制度の周知を行う。

【児童手当支給額】

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）	特例給付の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律 15,000 円	一律 5,000 円
3歳以上 小学校修了前	10,000 円 (第3子以降は 15,000 円)	
中学生	一律 10,000 円	

※特例給付は、児童手当の所得制限を超過した場合、支給を行う。

実施予定内容

- ・国制度に基づき、手当の支給を継続して実施する。
- ・出生や転入の際に手続きをしてもらうように制度の周知徹底を図っていく。
- ・ホームページで制度の案内を行うとともに、出生や転入の際に手続きをしてもらうように説明を行い、周知を図る。

【児童手当受給者数及び支給額】

	H24	H25	H26
受給者数	7,175 人	7,098 人	7,202 人
支給額	1,607,419,000 円	1,564,360,000 円	1,560,955,000 円

※2 月末時点の受給者数

※平成 24 年度決算額は、児童手当(旧制度)、子ども手当及び児童手当の合計

平成 27 年度実施内容（中間評価）

- ・5 月末に、全受給者に現況届の送付を行い、6 月 1 日から 6 月 30 日まで受付を行った。同時期に受付を行った子育て世帯臨時特例給付金の担当と連携し、児童手当の現況届と給付金の申請用紙とを兼ねる形式とし、利用者の利便性を図った。
- ・6 月、10 月、2 月の年 3 回、定時払を行い、手当の支給を行った。
- ・ホームページや広報で周知を行うとともに、転入や出生の際に受付を行った。

7. 教育コミュニティづくりと生涯学習活動の推進

(5-1-1 生涯学習活動が活発なまちにします)

(5-2-5 地域で子どもを育むまちにします)

(5-3-2 郷土の文化を大切にすまちにします)

子どもたちが安全で安心して地域で活動することができ、様々な体験を通して心身ともに元気に育つよう、学校、家庭、地域がそれぞれの役割分担のもとに連携・協力し、地域社会の中で子どもたちを育むことをめざす。

また、子どもから高齢者まで誰もが生涯にわたって各自の個性や能力を伸ばし、うるおいや生きがいのある人生を送ることができるよう主体的な学習活動を支援し、その成果を豊かな地域づくりや、かおりの高い文化のまちづくりに寄与できる環境づくりを進める。

郷土芸能や生活文化を大切に継承し、市民文化として定着を図り、誰もが気軽に親しむことができるよう市の魅力として発展させていく。

(1) 生涯学習の推進

① 学びつづける機会の充実

全ての市民が生涯を通じて、「いつでも、どこでも、だれでも、自由に」学習することができる生涯学習を推進し、多くの市民が活動できる学習環境の整備や多様でより高い水準の学習機会の提供を図り、生涯学習を通じて身につけた知識や技術を活用する機会の充実に努める。

▶ 生涯学習推進事業

事業概要・めざす目標（平成28年度）

- ・生涯学習大学及び生涯学習大学院を開催し、また生涯学習大学修了者の生涯学習活動への参画を積極的に支援することで、循環型学習*社会の推進を図る。生涯学習大学受講者数30名、大学院受講者数15名をめざす。
- ・生涯学習関係団体の活動発表の機会として、また子どもから大人まで、誰もが楽しめ、体験することで、人生を豊かにする学びや仲間を見つけるきっかけ作りとして、生涯学習フェスティバルを開催する。
- ・市民による登録講師や市職員が講師として直接出向く「まいどおおきに出前講座」を開催し、市民の学習機会の拡充を図る。講座数の拡充を図り、行政編100講座、市民編50講座のメニュー化を図る。

実施予定内容

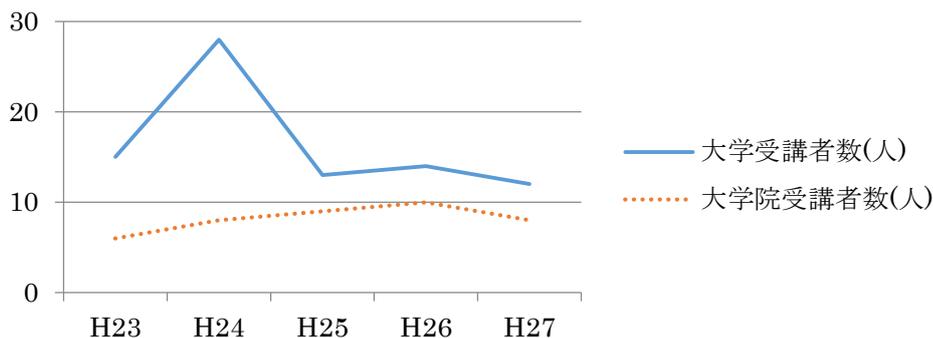
- ・継続して生涯学習大学を開催する。また、開講に先立ち公開講座を実施し受講者層の拡大を図る。講座開催時に子どもの一時保育を実施し、子育て世代の学習環境向上を図る。
- ・継続して生涯学習フェスティバルを実施する。大正川河川敷を中心に、行政・市民との「協働」による生涯学習フェスティバルを開催し、ろうそくファンタジー、薪コンサート、ペットボトルアートコンクールなどを実施する。
- ・継続して「まいどおおきに出前講座」を実施する。公民館登録クラブ等への講師登録の働きかけを行い、講座数の拡充を図る。

平成 27 年度実施内容（中間評価）

- ・生涯学習大学を平成 27 年 6 月 11 日から 12 月 10 日まで、全 13 回開催した。
- ・生涯学習大学院を平成 28 年 1 月 7 日から 2 月 18 日まで、全 3 回開催した。
- ・受講者数は大学、大学院ともに平成 26 年度からそれぞれ 2 人減少した。

【生涯学習大学・大学院の受講状況】

区分	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
大学受講者数	15 人	28 人	13 人	14 人	12 人
大学院受講者数	6 人	8 人	9 人	10 人	8 人



- ・生涯学習大学の周知を図るために、公開講座を実施した。

開催日時：平成 27 年 5 月 21 日（木）

開催場所：摂津市立コミュニティプラザ

講師：京都経済短期大学学長 岩田 年浩先生

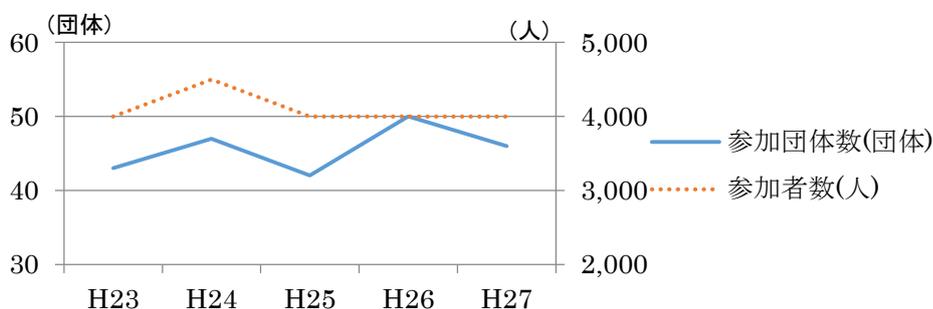
講座テーマ：京と浪速の間にある摂津

受講者数：43 名

- ・平成 27 年 9 月 19 日（土）大正川河川敷公園にて生涯学習フェスティバルを開催した。

【生涯学習フェスティバル開催状況】

区分	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
参加団体数	43 団体	47 団体	42 団体	50 団体	46 団体
参加者数	4,000 人	4,500 人	4,000 人	4,000 人	4,000 人



※ 循環型学習：学習者が得た「知識」を個人で留めておくのではなく、指導者やボランティアとして地域社会に還元することで、「知識」を社会資源として循環させること。

②家庭の教育力の向上

子どもの育つ環境としての家庭や地域社会の教育力を高め、健全な子どもを育てるために、家庭教育に関する学習機会を設ける。家庭の意義、家庭の機能、その他家庭の教育的役割について保護者の自覚を促す。

▶家庭教育学級事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）					
・ 幼児家庭教育学級・家庭教育学級・女性学級を開設し、子どもの育つ環境としての家庭や地域社会の教育力を高め、健全な子どもを育てるために家庭教育の関する学習機会の充実を図る。計 13 学級開設をめざす。					
実施予定内容					
・ 継続して、家庭教育学級・幼児家庭教育学級・女性学級を開設する。					
平成 27 年度実施内容（中間評価）					
・ 家庭教育学級 3 クラス・幼児家庭教育学級 4 クラス・女性学級 3 クラスの計 10 学級を開設した。					
【家庭教育学級・女性学級開設状況】					
区分	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
学級数	9 クラス	9 クラス	10 クラス	10 クラス	10 クラス
学級生数	129 人	120 人	129 人	126 人	133 人

年度	学級数(クラス)	学級生数(人)
H23	9	129
H24	9	120
H25	10	129
H26	10	126
H27	10	133

③学習施設の整備と活用

地域における生涯学習活動、及び地域コミュニティ活動の拠点として、公民館の適切な運営と公民館活動の充実を図る。

▶公民館運営事業、公民館講座開催事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）
<ul style="list-style-type: none"> 『人権・福祉』『平和・国際化』『幼児・児童』『生活・環境』『社会・経済』『自然・技術』『文化・芸術』の 7 分野から公民館講座を開催する。受講人数延べ 9,000 人をめざす。また講座参加機会の少ない市民にも公民館を P R し、新たな利用者の拡充を図るため、市立 6 公民館合同講座を拡充する。講座回数年 5 回をめざす。 公民館講座修了者で、引き続き活動を行う参加者に対して、公民館クラブ登録への活動促進を図る。登録クラブ数 200 団体をめざす。 公民館で活動しているクラブ・サークルの学習や文化活動の成果を発表する場として、また地域での交流や互いの活力を高める場として公民館まつりを実施する。延べ参加人数 20,000 人をめざす。

実施予定内容

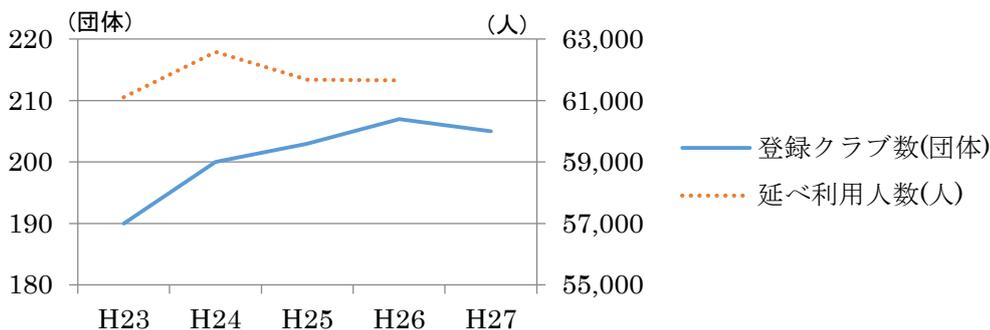
- ・平成 28 年度においても継続して公民館講座を開催する。講座の実施に際しては、新たな学習者層の拡大を図るため、若年層や男性向け講座、また夜間講座や土日の講座開催等の講座を企画する。また 6 館合同講座において比較的著名な音楽家や芸術家を講師に招き魅力ある講座を企画する。
- ・公民館登録クラブの活動促進を図るため、公民館講座修了者に対してクラブ登録説明会を実施するなど、講座受講者がサークル活動・クラブ登録へ移行できるよう支援し、公民館クラブの自主的・自発的な学習活動の促進を図る。
- ・継続し、各公民館まつりを実施する。

平成 27 年度実施内容（中間評価）

- ・各種講座を開催するとともに、講座受講者がサークル活動・クラブ登録へ移行できるよう支援し、また公民館まつりやクラブ交流会などで、各団体相互の連携と協働を図ることによって地域における人材育成を促進することができた。

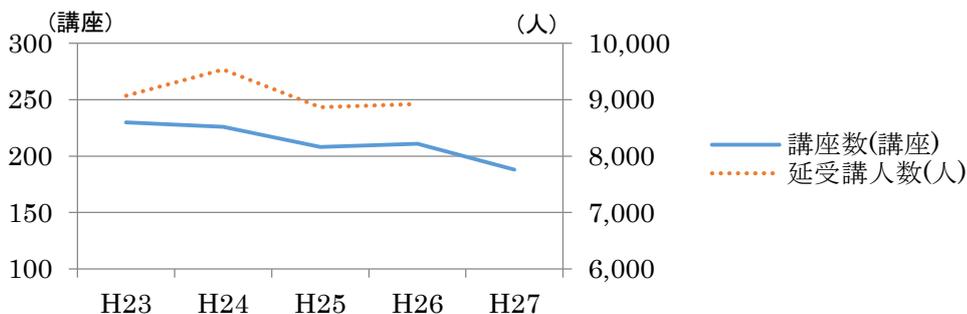
【公民館登録クラブの状況】 ※平成 27 年度は平成 28 年 2 月 1 日現在

区分	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
登録クラブ数	190 団体	200 団体	203 団体	207 団体	205 団体
延べ利用人数	61,102 人	62,578 人	61,674 人	61,659 人	—



【公民館講座の開催状況】 ※平成 27 年度は実施予定を含む

区分	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
講座数	230 講座	226 講座	208 講座	211 講座	194 講座
延受講人数	9,070 人	9,536 人	8,866 人	8,923 人	—



(2) 市民に親しまれる図書館運営の推進

①市民に親しまれる図書館の運営

図書館は、「公の施設」の管理運営を民間事業者等に運営させる指定管理者制度を平成23年度より開始しており、これにより開館日の増、平日開館時間の拡大、蔵書の充実等の利用者サービスの向上を図った。今後も生涯学習の拠点としての役割を果たすとともに、市民から親しまれる施設として、その機能の充実を図る。

▶図書館運営事業、鳥飼図書センター運営事業

事業概要・めざす目標（平成28年度）					
<ul style="list-style-type: none"> ・市民が生き生きと心豊かな生活を営めるように、知の拠点として良好な読書環境を整え、市民の生涯学習や文化・教育、社会活動等の進展に寄与する。 ・市民ニーズを踏まえ広く図書等の資料・情報を収集し、図書館を適切に管理運営するとともに、市民の読書活動の啓発・推進を図る。 ・市民一人当たりの図書貸出冊数を5.0冊に、また市民一人当たりの蔵書冊数を2.8冊にする。 					
実施予定内容					
<ul style="list-style-type: none"> ・市民図書館等協議会にて、指定管理者が行う施設の管理方法や運営サービスについて、第三者機関として客観的に評価モニタリングを実施し、適正な管理運営に努める。 ・リサイクルブックフェアの開催や各種講演会・企画展示など、読書啓発イベントを実施する。 ・図書館開館時間の拡大・館外での図書受け渡し拠点の拡大を実施し、図書館利用者の利便性向上を図る。 					
平成27年度実施内容（中間評価）					
<ul style="list-style-type: none"> ・図書館システムを更新し、市民の利便性向上を図るとともに、安全性が高く効率的なシステム運用を行った。また館内端末にて貸し出し履歴シールを印刷し、読書手帳に貼付することで、自分の読書履歴を把握し、目標を持った読書活動が行なえるようシステム化を図った。 					
【図書行政指標】					
市民一人当たり	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
蔵書冊数	2.4冊	2.4冊	2.5冊	2.5冊	2.5冊
貸出冊数	4.3冊	4.5冊	4.4冊	4.2冊	4.1冊
<p>※全国（市区）平均値 一人あたり蔵書冊数 2.8冊（平成25年度） 一人あたり貸出冊数 5.4冊（平成25年度）</p>					

②子ども読書活動の推進

学校、家庭、地域、行政が連携・協力し、本市のすべての子ども達があらゆる機会とあらゆる場所において、本に親しめる読書環境の整備に努める。

▶子ども読書活動推進事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）																
<ul style="list-style-type: none"> ・絵本の読み聞かせ等で活躍しているボランティアを支援し、連携して地域の幼児・児童と保護者がともに読書に親しむ読書環境の整備に努め、市民図書館等が実施しているおはなし会の参加者増をめざす。 ・おはなし会延べ参加者数 1,500 人をめざす。 																
実施予定内容																
<ul style="list-style-type: none"> ・市民図書館・鳥飼図書センターにて定期的におはなし会を実施する。 ・市民図書館・鳥飼図書センターにて「ぬいぐるみお泊まり会」を実施する。 ・市民図書館にて「ビブリオバトル」を実施する。 ・鳥飼図書センターにて「バリアフリー映画会」を実施する。 																
平成 27 年度実施内容（中間評価）																
<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者による民間のノウハウを活用し、また読み聞かせボランティア団体の協力のもと、読み聞かせ会を実施した。また「ぬいぐるみお泊まり会」といった新しい企画を取り入れるなどして、利用の増加につなげた。 																
【おはなし会開催状況】																
区分	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度												
実施回数	109 回	151 回	153 回	157 回												
延べ参加人数	723 人	972 人	1,222 人	1,116 人												
<table border="1"> <caption>おはなし会開催状況の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施回数(回)</th> <th>延べ参加人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23</td> <td>109</td> <td>723</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>151</td> <td>972</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>153</td> <td>1,222</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>157</td> <td>1,116</td> </tr> </tbody> </table>		年度	実施回数(回)	延べ参加人数(人)	H23	109	723	H24	151	972	H25	153	1,222	H26	157	1,116
年度	実施回数(回)	延べ参加人数(人)														
H23	109	723														
H24	151	972														
H25	153	1,222														
H26	157	1,116														

(3) 青少年の健全育成の推進

①地域教育コミュニティの活性化

学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制づくりを支援し教育力の向上を図る。

▶地域・学校連携活動支援事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）
<ul style="list-style-type: none">・教育コミュニティづくりが一層推進されるよう、地域教育協議会(すこやかネット)※の活動の充実を支援する。・地域学校連携活動支援実行委員会を開催し、学校、家庭、地域の連携した取り組みについて協議する。・各中学校区での取り組み内容の充実、活性化を図る。
実施予定内容
<ul style="list-style-type: none">・地域教育協議会(すこやかネット)の活動の支援として、各中学校区の協議会に対して補助金等の支援、情報交流をする。・各協議会にコーディネーターを配置し、先進地域の情報収集のための研修を通して学校と地域の活動の活性化を図る。・子どもの健全育成や安全安心のまちづくりのため、各機関や団体の連携を図る。・地域において活動内容をさらに理解していただけるよう周知に努める。
平成 27 年度実施内容（中間評価）
<ul style="list-style-type: none">・実行委員会を開催し、各中学校区での取り組み内容や地域で見守りをを行っている団体の活動内容の情報共有を行った。・大阪府教育委員会主催の三島地区研修会に本市からもコーディネーターが参加し、他市の取り組み紹介やグループワークを通じて、さまざまな事例に触れることができた。・清掃活動やミニコンサート、親学習の講座、見守り活動など地域の特性に応じて各中学校区で取り組みを行った。

※ 地域教育協議会（すこやかネット）：こどもを縁に、地域のこども同士、大人とこども、大人同士が交流し合い、「顔と名前が一致する人間関係」を育むことを目標に、各中学校区単位で活動している組織。

②青少年関係団体の活動支援と連携

青少年の健全育成に関わる各種関係団体の活動を支援し、青少年の健全育成を図る。

▶青少年団体育成事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）
<ul style="list-style-type: none">・次代を担う青少年の健全な育成を図るため、PTA・社会教育団体等の育成を図り、青少年を見守り育てる環境を整えるとともに、青少年の健全育成と活動支援を行う。
実施予定内容
<ul style="list-style-type: none">・青少年指導員連絡協議会、こども会育成連絡協議会、PTA 協議会などの青少年団体の育成及び活動の活性化に向けて指導・助言、また事務局業務などの支援を行うとともに、これらの団体と協力して地域づくりに取り組む。・各団体が行うスポーツ大会等の自主的な活動を支援する。・青少年指導員連絡協議会、こども会育成連絡協議会、PTA 協議会、市内ボーイスカウト・ガールスカウトなどの青少年団体に対して、補助金を交付する。

平成 27 年度実施内容（中間評価）

- ・青少年指導員連絡協議会、こども会育成連絡協議会、PTA 協議会に対して指導・助言を行うとともに、総会、研修会、各種会議等への参加、スポーツ大会等のイベント開催支援の実施を行った。
- ・各青少年団体に対して補助金交付を行った。

③体験学習等の機会の提供

青少年関係団体や各種関係団体などの参画により、子どもや親子が様々な体験や学習ができる機会を提供する。

▶こどもフェスティバル開催事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）

- ・こどもフェスティバル実行委員会への参画団体数と来場者数の増加をめざす。
- ・幅広い年齢層の多くの方に訪れていただけるこどもフェスティバルとなるよう事業概要の充実を図る。

実施予定内容

- ・青少年関係団体をはじめとする各種団体で実行委員会を組織し、開催日時、開催場所、開催内容について協議する。

平成 27 年度実施内容（中間評価）

- ・平成 27 年 5 月 10 日（日）大正川河川敷公園にてこどもフェスティバルを開催した。
- ・こどもフェスティバル実行委員会には 48 団体が参画し、当日は約 12,000 名の参加者があった。

▶青少年リーダー養成事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）

- ・サマーキャンプ、スノーキャンプ等を通して自主性や積極性、創造性を身につけ、こども会活動や地域活動で活躍するジュニアリーダーの養成を図る。

実施予定内容

- ・小学生高学年を対象にチャレンジャークラブの活動として 8 月に「サマーキャンプ」、3 月に「スノーキャンプ」を開催する。

平成 27 年度実施内容（中間評価）

- ・平成 27 年 8 月 9 日～11 日 奈良県吉野町・吉野宮滝野外学校
- ・平成 28 年 3 月 4 日～6 日 兵庫県養父市・ハチ高原（実施予定）

(4) 文化財の保護と活用

①文化財の状況把握と保護

文化財を次の世代へと伝承するため、文化財の状況を把握し、保存を図る。また、地域にとって貴重な文化財を、市民が、その価値について公開・展示等の様々な形で享受できるようにし、地域の郷土理解と文化の向上発展に努め、地域づくり・まちづくりを推進する。

▶文化財保護事業

事業概要・めざす目標（平成 28 年度）

- ・市域に保存・継承されている埋蔵文化財、建造物、民具・農具等の各種文化財を良好な状態で保存し、後世に伝えるため、文化財の所在状況等の調査、および文化財指定を行うとともに、指定文化財の適切な保存修理等の文化財保護に努める。また、文化財公開や情報提供等の活用に取り組み、文化財についての市民の理解を広める。

実施予定内容

- ・市内に現存する古民家等の歴史的建造物について、台帳整備や現況確認を行い、将来の文化財指定や文化財登録に向けた調査を行う。
- ・明和池遺跡の現地説明会を開催し、文化財の周知や、文化財を活用したまちづくりについて啓発活動を行う。
- ・市内に存在する伝統芸能について、現存状況を確認する。
- ・市の歴史ボランティア「ふるさと摂津案内人」を講師とした「ふるさと摂津講座」の開催、及びその「ふるさと摂津案内人」を育成するため養成講座を開催し、市民協働での郷土文化を継承する事業を実施する。

平成 27 年度実施内容（中間評価）

- ・明和池遺跡資料の貸出
大阪府立弥生文化博物館 「川べりの弥生人のくらしー解明できた弥生後期集落 明和池遺跡ー」 会期：平成 27 年 6 月 16 日（火）～平成 27 年 7 月 12 日（日）
吹田市立博物館 「吹田操車場遺跡・明和池遺跡 発掘調査報告会」
会期：平成 28 年 1 月 30 日（土）～平成 28 年 2 月 14 日（日）
- ・明和池遺跡現地公開
日時：平成 27 年 9 月 12 日（土）実施場所：千里丘新町
参加人数：110 名
- ・文化財講演会での講演
日時：平成 27 年 7 月 11 日（土）開催場所：大阪府立弥生文化博物館
参加人数：130 名
日時：平成 28 年 1 月 31 日（日）開催場所：吹田市立博物館
参加人数：149 名
- ・文化財防火デー消防訓練
日時：平成 28 年 1 月 26 日（月）実施場所：金剛院（千里丘 3 丁目）
参加者数：11 名
- ・ふるさと摂津講座（全 6 回）
- ・ふるさと摂津案内人養成講座（全 5 回、受講者：3 人）